



とらっく鳥取

もくじ

●〔協会通知〕「標準的な運賃」への届出の推進について（お願い）	1
●〔協会通知〕第 47 回 通常総会開催の予告	3
●〔行政通知〕山陰道 青谷 IC～泊東郷 IC 夜間全面通行止めのお知らせ	4
●〔行政通知〕「物流現場改善補助金」のご案内～県内企業の皆様の物流課題の解決を応援します！～	6
●〔行政通知〕令和 3 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について	8
●〔行政通知〕「事業用自動車総合安全プラン 2025」を策定しました	15
●〔協会通知〕令和 3 年度 烏ト協助成金の一覧表	17
●〔協会通知〕令和 3 年度「自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援」助成金受付開始	18
●〔協会通知〕ダンプ車両のアスファルトフィニッシャとの接合作業が容易になる 令和 3 年度「可動式突入防止装置（パンバ）」助成金受付開始	28
●〔協会通知〕烏ト協「近代化基金融資推薦融資」のご案内	37
●〔協会通知〕令和 3 年度「脳検診受診助成金」受付開始	39
●〔協会通知〕ドライバー等安全教育訓練促進助成制度のご案内（令和 3 年度）	43
●〔協会通知〕新型コロナウイルスによるトラック業界への影響調査	51
●〔協会通知〕営業所等における感染対策の更なる徹底について（要請）	54
●〔協会通知〕退職自衛官を求人して頂く際の留意点～効果的な求人のために～	55
●〔協会通知〕融雪出水期における防災態勢の強化について	57
●〔陸災通知〕陸災防鳥取県支部長表彰 候補事業者の推薦について	59
●〔陸災通知〕陸運と安全衛生 No.621	60
●〔お知らせ〕聖火リレー実施に伴う交通規制について	62
●〔事故対策通知〕令和 3 年度運行管理者等基礎講習（上半期）について	63
●〔事故対策通知〕2021 年度 國土交通省認定セミナー (ガイドライン・内部監査（基礎）・リスク管理（基礎）セミナー)を開催します！	66
●交通事故発生状況（2 月末）	67
●中国経済連合会へ「標準的な運賃」収受に向け協力要請	68
●第 35 回 中国地区物流政策懇談会を開催	69
●「全日本トラック協会長表彰」、「正しい運転・明るい輸送運動」の表彰贈呈	70
●烏ト協令和 2 年度第 5 回理事会開催状況	71
●西部地区連絡協議会全員協議会並びに輸送秩序確立対策セミナーが開催	72
●全会員事業者へアルコール消毒液の配布	73
●「会員のひろば」の設置と運用に当たって（お願い）((一社)鳥取県トラック協会 会長 川上 和人)	74
●新聞記事のご紹介	75
●会員事業所の異動	75
●関係官庁の人事異動	76
●協会事務局人事異動	76
●求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指標について	77
●適正化事業・巡回指導報告書（2021 年 2 月実施分）	78
●軽油価格推移表（2021 年 2 月）	79
●3 月 業務日誌・4 月 行事予定	80

★鳥取県交通安全年間スローガン★

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

★令和3年交通安全年間スローガン★

内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

ゆとりある 心と車間の ディスタンス

【歩行者・自転車利用者向け】

ママなんで？ 赤は止まると 習ったよ

【小・中学生向け】

自転車に 乗るならきみも 運転手



協会通知

「標準的な運賃」への届出の推進について（お願い）

鳥ト協第4号
令和3年4月1日

会員事業者 各位

(一社) 鳥取県トラック協会
会長 川上和人

新年度がスタートいたしました。会員事業者の皆様には、昨年来の「コロナ禍」の中、色々とご苦労をされているものとご察しいたします。厳しい状況下ではありますが、引き続き「エッセンシャルワーカー」として、我々トラック運送業界に課された「物流の安定・安心の維持・確保」という社会的責任を果たすため、より一層のご尽力をお願い申し上げます。また、県内では、3月末から鳥取市、倉吉市を中心に「変異株」も含めたクラスターが発生するなど、「第4波」とも言える新型コロナウィルスの感染拡大が広がっています。新入学、就職、人事異動、また春の行楽等多くの人の移動が伴う時期です。より一層の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

さて、各会員事業者の皆様もご承知のとおり、今年度（令和3年度～「標準的な運賃」の普及取組の重点期間に設定）は、トラック運送業界にとって大変重要な1年となります。昨年4月に告示された「標準的な運賃」の届出が全国で1割にも満たない状況にあります。こうした状態について国（国交省）、全ト協も大変危惧しております。トラック運送業界を「魅力ある職場」に改善するため、また将来の物流の安定的発展に向けて、この届出の推進は絶対に欠かすことのできない大切な取組です。ある意味、我々運送業界の存亡をかけた真剣な取り組みが求められる1年です。去る3月11日に開催された全ト協理事会においても、国交省自動車局長、同貨物課長、全ト協・坂本会長等のお話から、この届出取組の重要性を肌で感じました。

会員事業者の皆様には、どうかこうした我々の置かれている現状と将来への希望を引き継ぎ、繋いでいくために、是非とも「標準的な運賃」への届出を推進していただきますようお願い申し上げます。

なお、別紙のとおり、3月22日付け、全ト協会長等からの文書「『標準的な運賃』の届出促進に向けたお願いについて」と題する通知を掲載していますので、是非参考にしていただき、対応方をお願いいたします。

先の全ト協理事会では、届出目標について、当面、本年6月24日の全ト協通常総会時までに「50%以上」が掲げられました。

届出に係る問い合わせは、協会、地区の適正化指導員等にしていただければ対応いたします。また、全ト協のHPの「標準的な運賃」欄に適用方、Q&A等も掲載されています。

別紙

「標準的な運賃」の届出促進に向けたお願いについて

全ト協第591号
令和3年3月22日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己
物流政策委員長 馬渡 雅敏

「標準的な運賃」の周知に向けては、国土交通省とも連携を図り、解説書等の作成・配布、セミナーの開催、標準的な運賃の専用サイトの立ち上げ、標準的な運賃の計算シートの提供など展開しております。

一方で、事業者の届出状況をみると、新型コロナ感染症の影響もあり、本年2月末現在で3,460件と事業者全体の約6%に過ぎないことから、今後も引き続き会員事業者の理解を深め、届出が提出されるよう別添のとおり「『標準的な運賃』普及推進運動」を展開してまいります。

ご存じのとおり、「標準的な運賃」の告示は、令和6年3月までの時限措置であり、引き続き、令和6年4月以後も継続するためには貨物自動車運送事業法の改正が必要となります。仮に業界内の普及・促進が進んでいない状況であれば「標準的な運賃」の継続は難しくなることが想定されます。

つきましては、各協会におかれましても趣旨をご理解いただき、会員事業者の届出促進に向けた活動を展開していただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

※「標準的な運賃」の届出促進に有効と思われる活動等のご意見がございましたら、企画部までお知らせください。

＜本件に関するお問い合わせ先＞ 企画部（星野、飯塚、吉田） TEL 03-3354-1037

以上

別添

令和3年3月

「標準的な運賃」普及推進運動の実施について

1. 名 称 「標準的な運賃」普及推進運動

2. 実施主体 国土交通省、(公社)全日本トラック協会、都道府県トラック協会
(北海道7地区トラック協会含む)

3. 趣 旨

貨物自動車運送事業法の改正により、標準的な運賃の告示制度が導入され、令和2年4月に「標準的な運賃」が告示された。「標準的な運賃」の事業者への周知、届出等の促進を図るため、国土交通省、(公社)全日本トラック協会、都道府県トラック協会が連携を図り、「標準的な運賃」普及推進運動を実施する。

具体的には標準貨物自動車運送約款改正(平成29年11月)に伴う運賃料金変更届を提出した事業者と同等の数の事業者に「標準的な運賃」を届け出もらうことを目標として、下記取り組みを重点的に実施する。

4. 運動実施期間 令和3年度～令和5年度(令和3年度を重点期間とする)

5. 取 組 策

① 国土交通省

- ・荷主団体、荷主企業に対する周知・啓発
- ・都道府県トラック協会が開催する会議、セミナー等への講師派遣
- ・各種会議・行事等における周知・啓発
- ・届出状況の定期的な把握(月1回)

② (公社)全日本トラック協会、都道府県トラック協会

【会員事業者向け】

- ・全ト協・地ト協共催による「標準的な運賃」活用セミナーの開催
- ・全ト協・地ト協が実施する各種セミナー・会議等におけるパンフレット配布
- ・全ト協ホームページへの届出資料(運賃料金変更届、運賃料金適用方)作成ツールの提供
- ・Webを活用した情報提供(テキスト、計算シート、Q&Aなど)
- ・Yahoo!やGoogle等インターネットサイトへのWeb広告の掲載
- ・「今すぐわかる標準的な運賃」パンフレットの作成(適正化事業実施機関の巡回指導時等における配布)
- ・広報とらっくへの特集記事の掲載(「標準的な運賃」の概要・手続き・活用方法の紹介、活用している事業者の事例紹介等)
- ・地ト協独自の周知活動等に対する全ト協による財政的支援(独自の広告、リーフレットの作成)
- ・全ト協・地ト協における相談窓口の設置

【荷主・一般向け】

- ・全国紙等への広告掲載
- ・Yahoo!やGoogle等インターネットサイトへのWeb広告の掲載
- ・荷主企業等への文書等の送付による交渉気運の醸成
- ・全ト協提供ラジオ番組『ドライバーズ・リクエスト』(TBSラジオ系列全国ネット)による啓発
- ・地ト協独自の広報活動等の取り組みに対する全ト協による財政的支援

以上

協会通知

第47回 通常総会開催の予告

会員事業者 殿

(一社) 鳥取県トラック協会

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、第47回通常総会を下記の日程により開催いたします。

つきまして、会員事業者の皆様方には業務ご多用中のところ万障お繰合わせのうえ、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、マスクの着用、アルコール消毒液の設置等、感染防止対策を実施し行います。

また、通常総会の開催方法・議題等については、今後の新型コロナウイルスの感染状況等も踏まえ、別途ご連絡いたします。

記

日 程

月日	時 間	行 事 等	会 場
6 月 18 日	13:30 ~ 16:30	通常総会 (総会に引き続いて「安全輸送・労災防止推進セミナー」を開催予定です)	倉吉シティホテル 倉吉市山根 543-7 TEL 0858-26-6111
	総会終了後	懇 親 会	※新型コロナウイルス感染症 の拡大防止のため中止の方向 で検討しております。



行政通知

E9 山陰道 青谷 IC～泊東郷 IC 夜間全面通行止めのお知らせ ～トンネル内の照明設備交換作業を実施します～

通行規制情報

国土交通省中国地方整備局
倉吉河川国道事務所

山陰道（青谷 IC～泊東郷 IC 間）において、吉川トンネル・井出トンネル内の照明設備交換作業を行うため、夜間全面通行止めを行いますのでお知らせします。
通行止め期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 区 間： 山陰道(青谷 IC～泊東郷 IC 間) 上下線
- 規 制 内 容： 夜間全面通行止め
- 規 制 期 間： 令和3年 4月 1日(木) ~ 4月23日(金)
5月 6日(木) ~ 5月20日(木)
※規制期間のうち、毎週土・日曜日の夜間は通行可能
- 規 制 時 間： 21:00～翌6:00
- 迂 回 路： 別紙よりご確認下さい。

【位置図】



- ※天候などの影響により通行規制日、規制時間が変更となる場合があります。
- ※規制位置、期間、迂回路の詳細は「別紙」をご覧ください。
- ※通行規制日については、道路情報板や現地の案内看板でお知らせします。
- ※工事期間中の規制時間外は通常どおり通行できますが、トンネル内照明が通常の点灯と異なる場合がありますので、通行の際はご注意ください。

【問い合わせ先】 電話 0858-26-6221（代）

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

副所長（道路）

山本 俊彦（やまもと としひこ）

[工事担当] 羽合国道維持出張所長

山本 順也（やまもと じゅんや）

[広報担当] 調査設計課長

波戸 秀浩（はと ひでひろ）

本資料は、倉吉河川国道事務所ホームページの「記者発表」でも公開しております。

倉吉河川国道事務所ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/>

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ

あおや とまりとうごう
【E9】山陰道 青谷IC～泊東郷IC間
夜間全面通行止めのお知らせ
~トンネル内の照明設備交換作業を実施します~
通行止め期間中はご迷惑をおかけしますが、
ご理解とご協力をお願いいたします。

工事規制カレンダー

【凡例】

通行止め : 青谷IC～泊東郷IC

***規制期間のうち、毎週土・日曜日の夜間は通行可能**

広域図

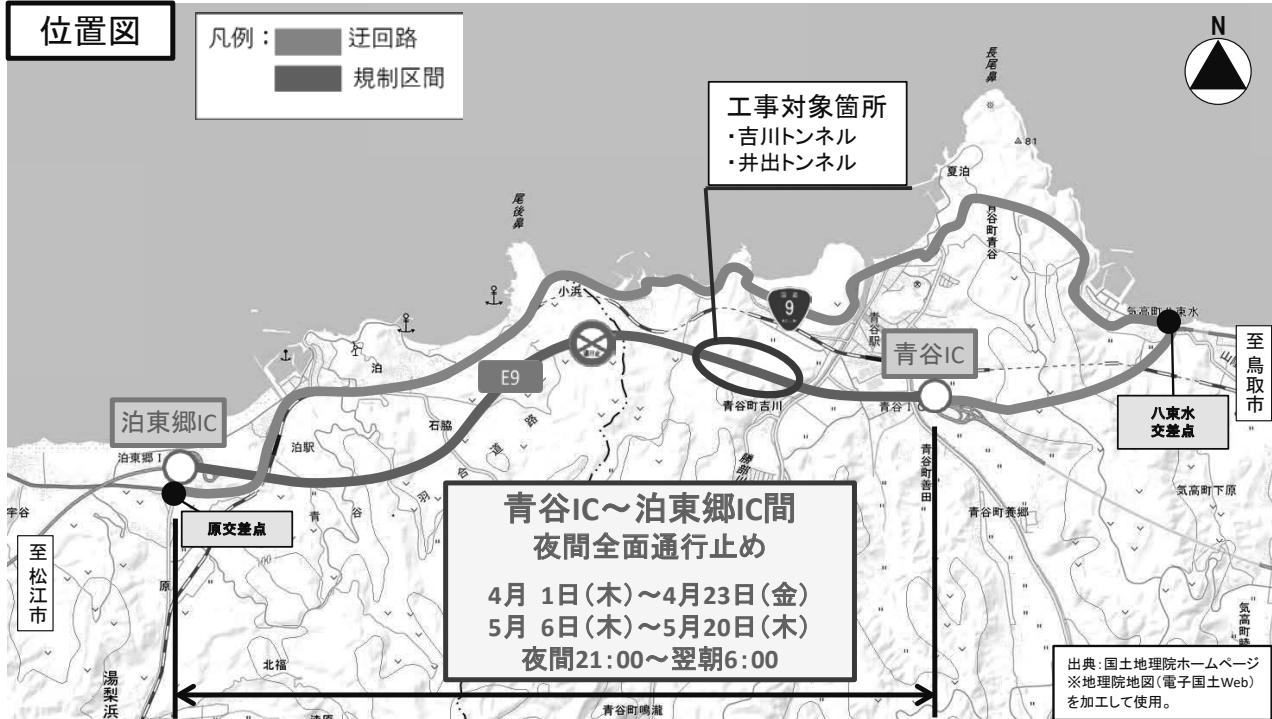
4月						
日	月	火	水	木	金	土
3/28	3/29	3/30	3/31	1	2	3
				通行止め	通行止め	
4	5	6	7	8	9	10
	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
11	12	13	14	15	16	17
	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
18	19	20	21	22	23	24
	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
25	26	27	28	29	30	5/1
				昭和の日		
※【規制時間】夜間 21:00～翌朝 6:00						

5月						
日	月	火	水	木	金	土
4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	1
				昭和の日		
2	3	4	5	6	7	8
	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	通行止め	通行止め	
9	10	11	12	13	14	15
	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
16	17	18	19	20	21	22
	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	通行止め	
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
※【規制時間】夜間 21:00～翌朝 6:00						

位置図

凡例 :

- 迂回路
- 規制区間



※工事期間中の規制時間外は通常どおり通行できますが、トンネル内照明が通常の点灯と異なる場合がありますので、通行の際はご注意ください。

行政通知

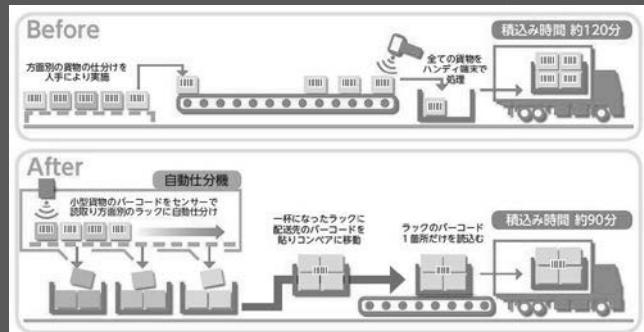
「物流現場改善補助金」のご案内 ～県内企業の皆様の物流課題の解決を応援します！～

鳥取県商工労働部通商物流課

補助対象となる取組例（詳しくはお問合せください）

■ IT機器の導入

検品作業や積込作業の効率化による生産性の向上



■ 輸送の見直し

荷主と運送事業者が協力し、運行時間を短縮



■ 業務の外部委託

物流業務全体や一部を外部委託し、業務を最適化



出典：厚生労働省、国土交通省、(公社)全日本トラック協会「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」

お問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地
鳥取県商工労働部通商物流課 通商・物流担当
電話番号：0857-26-7850 フaxシミリ：0857-26-8117
E-mail : tsushou-buturyu@pref.tottori.lg.jp
とりネットURL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/buturyukaizen/>

■補助金の概要について

補助対象者	物流事業者（※）及び荷主企業等 ※貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、航空運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫事業者又はこん包事業者（グループで事業実施する場合は、代表企業1社を補助事業者（申請者）としてください。）
補助対象事業	① 物流のデジタル化の取組 ② 物流面での脱炭素化に向けた取組
補助率	1／2
補助上限額	1社（グループ）につき、100万円
補助対象経費	輸送費、荷役費、通関等その他輸送に必要な経費、使用賃借料、コンサルタント料、通訳翻訳料、謝金、旅費、減価償却費、取得価額30万円未満の備品及び消耗品購入費、委託費 等
申請期限	令和3年5月31日（月） ※その後は予算額に達するまで隨時募集

■申請手続について

申請者	提出書類	① 申請書 ② 事業計画書（様式第1号） ③ 収支予算書（様式第2号） ※見積書などを添付
鳥取県 通商物流課		
提出方法（郵送、FAX、E-mailのいずれか）		
郵送	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地 鳥取県商工労働部 通商物流課	
FAX	0857-26-8117	
E-mail	tsushou-butsuryu@pref.tottori.lg.jp	

申請様式については、鳥取県HPからダウンロードできます。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/butsuryukaizen/>



行政通知

令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

令和3年3月9日

関係団体の長殿

鳥取労働局長

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年より「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者919人、うち死亡者は19人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業201人、製造業190人となっており、全体の4割強がこれら2つの業種で発生しています。また、死亡者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないとみられる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られています。

つきましては、令和3年の本キャンペーンを、別添の令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

熱中症予防対策の推進に当たっては、厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイト等をご活用ください。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。

別添

令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和3年3月2日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても熱中症が発生しており、重篤化して死亡に至る事例も跡を絶たない状況にあることから、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策を基本とし、各事業場で取り組んできたところである。また、昨年実施した「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においては、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者919人、うち死亡者は19人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業201件、製造業190件となっており、全体の4割強がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれている。入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないとみられる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られている。

本キャンペーンにおいては、すべての職場において基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、熱中症の初期症状を早期に把握し、重篤化や死亡に至ることがないよう、期間中、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、緊急時の対応体制の整備を図るなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、職場においても、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら、熱中症予防措置を講ずる必要がある。

2 期間

令和3年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和3年4月を準備期間とし、令和3年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

- ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布
- イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介（チェックリストを含む）
 - (イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
- ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
- エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
- ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たしたWBGT指数計の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

(1) 準備期間中

- WBGT値の把握の準備（10の(1)のア）
- 作業計画の策定等（10の(1)のイ）
- 緊急事態の措置（10の(1)のク）

(2) キャンペーン期間中

- WBGT値の把握と評価（10の(2)のアからイまで）
- 作業環境管理（10の(2)のウ）
- 作業管理（10の(2)のエ）
- 健康管理（10の(2)のオ）

(3) 重点取組期間中

- 作業環境管理、作業管理、異常時の措置（10の(3)のア、イ及びオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。

なお、令和 3 年度は、環境省、気象庁共同の熱中症警戒アラートが運用開始される予定であり、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、新規入職者や休み明け労働者等に対する熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表 1）を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定したリスクアセスメントに基づく措置も考慮すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正（別紙表 2）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表 3 及び別紙表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、10 の（1）から（3）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、10 の（2）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握

WBGT 値の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な WBGT 値の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ WBGT 値の評価

実測した WBGT 値（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超えるおそれのある場合には、WBGT 値の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

なお、防じんマスク及び市販の家庭用マスクについては、別紙表 2 による衣服補正の対象に含まれない。米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の基準や ISO 7243 (2017) においても、WBGT 値の衣服補正の対象とされていない。

注) ACGIH (2007) Thermal Stress TABLE 1 Clothing-Adjustment Factors for Some Clothing Ensembles
ISO 7243 (2017) Table F.1WBGT CAVs for different clothing ensembles.

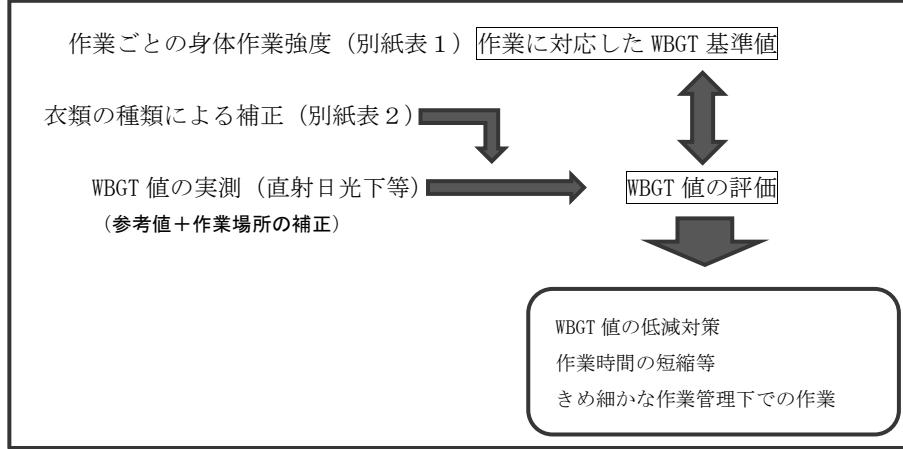


図 WBGT 値の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

(ア) WBGT 値の低減等

10 の (1) のウで検討した WBGT 値の低減対策を行う。屋内作業においては、冷房時の換気に注意する必要がある。機械換気設備が設置されていない事務室等においては、冷房時に外気導入がないため、換気扇や窓開放によって換気を確保しながら、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整するなどにより、室の温度を適正に保つようとする。

(イ) 休憩場所の整備等

10 の (1) のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行なうことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げる、休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保つよう配慮する。また、共有設備は定期的に清掃、消毒するなど清潔に保つよう心がける。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

10 の (1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、10 の (1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場においてもマスクの着用をはじめとする感染拡大防止策が実施されているところである。屋外の暑熱環境下においては、感染症を予防する観点から、人と十分な距離（少なくとも 2 m 以上）を確保できるよう、作業計画や作業方法を工夫すること。作業に応じ、あるいは休憩、打

合せ、移動、人との対話などにおいて人と十分な距離を確保できないときは、作業強度や人と接する密度や時間などを踏まえ、家庭用マスクなどの感染予防のプロテクタを選択して使用するよう、注意喚起すること。

(イ) 热への順化

热への順化の有無が、热中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて热へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な热順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため热へのばく露が中断すると4日後には順化の顯著な喪失が始まることに留意する。

热への順化ができていない場合には、特に10の(2)のエの(ア)に留意の上、作業を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渴きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

(エ) 服装等

10の(1)のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

WBGT値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却する方法がある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

热中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、
⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が热中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、当日の作業開始前には、労働者に対し、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行い、必要に応じ作業の配置換え等を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようとする。

(ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

10の(1)のカの教育研修については、期間中、なるべく早期に機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても、明らかに熱中症の症状を呈している場合は、病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

ク 热中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

(ア) 作業に応じて、適用すべきWBGT基準値を決定し、併せて衣類に関しWBGT値に加えるべき補正值の有無を確認すること。

(イ) 10の(2)のウの(ア)のWBGT値の低減対策の実施状況を確認すること。

熱に順化している状態	夏休み(4日間)				順化の喪失
	1	2	3	4	

- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。なお、熱への順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って熱への順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。
- (オ) 作業場所のWBGT値の把握と結果の評価を行うこと。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起すること。
- (3) 重点取組期間中に実施すべき事項
- ア 作業環境管理
10の(2)のウの(ア)のWBGT値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。
- イ 作業管理
(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激なWBGT値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT値に応じた作業の中止等を徹底する。
(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。
- ウ 健康管理当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。
- エ 労働衛生教育
期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。
- オ 異常時の措置
異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

別紙

表1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値	
		熱に順化している人℃	熱に順化していない人℃
0 安静	◆安静	33	32
1 低代謝率	◆座る◆軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）◆手及び腕の作業（小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の分け）◆腕と脚の作業（普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作）◆立位◆ドリル（小さい部分）◆フライス盤（小さい部分）◆コイル巻き◆小さい電気子巻き◆小さい力の道具の機械◆ちょっとした歩き（速さ3.5km/h）	30	29
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土）◆腕と脚の作業（トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両）◆腕と胴体の作業（空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しつくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草堀り、果物や野菜を摘む）◆軽量な荷車や手押し車を押したり引いたりする◆3.5～5.5km/hの速さで歩く◆鍛造	28	26
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業◆重い材料を運ぶ◆シャベルを使う◆大ハンマー作業◆のこぎりをひく◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る◆草刈り◆掘る◆5.5～7km/hの速さで歩く◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする◆鋸物を削る◆コンクリートブロックを積む	25	26
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動◆おのを振るう◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする◆階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	23	25
		気流を感じないとき	気流を感じるとき
		22	23
		18	20

注1 日本産業規格Z 8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく労働者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指標の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 热に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日热にばく露されていなかった人」をいう。

注3 (参考)休憩時間の目安※：熱順化した労働者において、WBGT基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。熱順化していない労働者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典)米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の許容限界値(TLV)を元に算出。

表2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正值 (°C)
作業服（長袖シャツとズボン）	0
布（織物）製つなぎ服	0
二層の布（織物）製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不透湿性つなぎ服	11

注1) 補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不透湿性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とするとはできない。

注2) JIS Z 8504 の改正が行われる場合には、当該JISを参考すること。

表3 热中症予防管理者労働衛生教育

事項	範囲	時間
(1) 热中症の症状*	・热中症の概要 ・職場における热中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・热中症が発生する仕組みと症状	30分
(2) 热中症の予防方法*	・WBGT値（意味、WBGT基準値に基づく評価） ・作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、热への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・热中症予防対策事例	150分
(3) 緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	15分
(4) 热中症の事例	・热中症の災害事例	15分

注 対象者の热中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項	範囲
(1) 热中症の症状	・热中症の概要 ・職場における热中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・热中症が発生する仕組みと症状
(2) 热中症の予防方法	・WBGT値の意味 ・現場での热中症予防活動（热への順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3) 緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置
(4) 热中症の事例	・热中症の災害事例

行政通知

「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定しました

令和3年3月30日
自動車局安全政策課

～事業用自動車に係る新たな総合的安全対策をとりまとめ～

国土交通省では、2025年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定しました。

本プランでは、重傷者数、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を新たに設定し、依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策等を盛り込み、世界に誇る安全な輸送サービスの提供の実現を目指します。

事業用自動車の交通事故については、平成29年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、関係者と一丸となって事故防止対策に取り組んできましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響、大規模水災害・雪害の激甚化・頻発化、高齢社会の進展、ICT・先進安全技術の急速な発展等、当該プランの策定期から大きな状況の変化がありました。

「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」（座長：野尻俊明 流通経済大学学長）において、令和2年度に、事業用自動車が置かれている社会環境、事故状況、重点的に検討する事項等について議論を行い、新たなプランについて検討を行ってまいりました。

このたび、「事業用自動車総合安全プラン2025」がまとめられましたのでお知らせいたします。

＜内容については下記URLよりご覧ください。＞

○事業用自動車総合安全プラン2025

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/news/anzenplan2025.html>

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 安原、奥立

TEL : 03-5253-8111 (内線 41615、41613)

03-5253-8566 (直通)

FAX : 03-5253-1638

事業用自動車総合安全プラン2025 [計画期間：令和3～7年度] ～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～



国土交通省

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の‘安全トライアングル’により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車用安全プランを策定。

ポイント

- 依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニーク・サルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウィルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、新たな日常への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- 重傷者数に対する削減目標とともに、業態毎(に一層)の事故削減を図るため、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を設定

【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現
 - ・新型コロナウィルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応
 - ・激甚化・頻発化する災害への対応 等
2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶
 - ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
 - ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等
3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進
 - ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
 - ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等
4. 超高齢社会におけるユニーク・サルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策
 - ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
 - ・高齢運転者事故への対応 等
5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化
 - ・各業態の特徴的な事故への対応
 - ・健康に起因する事故の増加への対応 等
6. 道路交通環境の改善
 - ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

【事故削減目標】

＜全体目標＞

- ①24時間死者数225人以下、バス、タクシーの乗客死者数ゼロ
 - ②重傷者数2,120人以下
 - ③人身事故件数16,500件以下
 - ④飲酒運転ゼロ
- | | |
|------------------------|----------------------|
| 【乗合バス】車内事故件数85件以下 | 【貸切バス】乗客負傷事故件数20件以下 |
| 【タクシー】出合い頭衝突事故件数950件以下 | 【トラック】追突事故件数3,350件以下 |

協会通知

令和3年度 鳥ト協助成金の一覧表

(一社)鳥取県トラック協会

令和3年度の助成金です。

受付期間等詳細は、「とらっく鳥取」にて順次お知らせいたします。また同時に鳥ト協 HP にも掲載します。

車両・装置等を購入される場合には、助成金の有無を鳥ト協へご確認ください。

事業項目	事業内容	令和3年度			
		助成割合	鳥ト協助成	全ト協助成	鳥ト協上限台数
交通安全対策事業	1. デジタルタコグラフ導入促進事業費 (1) 車載器 (2) 事務所機器	2分1 2分1	35,000 50,000	0 0	6 1
	2. 安全装置導入促進事業費 (1) 後方視野確認支援装置 (2) 側方視野確認支援装置(車両総重量7.5t以上) (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	2分1 2分1 定額 定額	40,000 0 0 0	20,000 20,000 20,000 20,000	6 6 限度額 限度額
	3. ドライブレコーダー導入促進事業費 (1) 車載器 (2) 事務所機器	2分1 2分1	50,000 50,000	0 0	6 1
	4. 安全運転研修助成 (1) 県外研修(交通費)(受講料は全ト協助成) (2) 県内研修	実費 定額	30,000 8,000	10割・7割 0	限度額
	5. 初任運転者教育促進事業費	定額	35,000	0	
	6. 運行管理者講習受講助成費 (1) 基礎講習(8,900円) (2) 一般講習(3,200円)	定額 定額	2,200 1,100	0 0	
	7. 運転者適性診断受診助成事業費 (1) 一般診断(2,400円)	全額	2,400	0	
	8. S.A.Sスクリーニング検査助成事業費(5,000円)	2分1	0	2,500	限度額
	9. 可動式突入防止装置導入助成事業費	2分1	100,000	0	1
	10. テールゲートリフター	2分1	100,000	0	1
	11. 運輸安全マネジメント講習助成事業費	定額	5,200	0	
	12. 運転記録証明取得事業費	全額	670	0	
	13. 血圧計導入促進助成事業	2分1		50,000	限度額
	14. トラック用タイヤチェーン導入助成事業	2分1	15,000	0	5セット
	15. 脳検診受診促進事業費	定額	10,000	0	限度額
環境対策事業	1. 環境対応車導入促進事業費 (1) ハイブリッド (2) ポスト新長期等規制適合車 (3) 天然ガス自動車	定額 (積載量4トン未満) 定額 (積載量8トン未満) 定額 (積載量8トン以上) 定額 (新車と改造)	110,000 50,000 100,000 150,000 0	金額未定 0 0 0 金額未定	1 1 2 5 国・助成あり
	2. 蓄冷式クーラー購入助成事業費	2分1	50,000	0	2
	3. バッテリー式クーラー・エアヒーター購入助成事業費	2分1	0	60,000	限度額
	4. エコタイヤ助成事業費	小型車用 中・大型車用	1,000 2,000	0 0	90
	5. グリーン経営認証制度助成金事業費	新規 更新	60,000 30,000	0 0	
	1. 次世代リーダー育成推進事業費 (1) 中小企業大学校受講料助成	3分1		3分1	
	2. 近代化基金推薦融資利息補助(利子補給率) (1) 一般融資 (2) ポスト新長期等融資		0.3% 0.3%	0 0	
	3. 信用保証料助成事業費	2分1	100,000	100,000	合計限度20万円
	4. 免許取得支援助成事業	準中型免許 中型免許 大型免許	70,000 70,000 100,000 180,000	40,000 25,000 0 0	2 限定解除
	5. 経営診断受診促進事業	定額	0	詳細は別途、案内	消費税別
経営近代化事業	6. 自家用燃料供給設施整備支援助成事業	新設 増設	定額 定額	1,000,000 300,000	1
	7. インターンシップ導入促進支援事業	3日間 4日間 5日間	定額 定額 定額	90,000 110,000 130,000	

協会通知

令和3年度「自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 対象事業

鳥ト協の会員事業者が従業員に大型免許・中型・準中型免許を取得するために要した費用。但し、鳥取県内の自動車学校に限る。

2. 申請対象期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日

上記期間内であっても、予算額に達した場合は、申請受付を終了します。

3. 申請対象者

令和3年4月1日から令和4年2月28日までに免許を取得し、支払い（会社負担）が終了する会員事業者。

※人手不足に対応するため、令和3年4月1日以降に免許を取得するにあたり、前年度に採用した中途採用者については、自動車学校への入校時期が前年度の令和3年3月1日以降に入校手続きを行ったものについても助成対象とする。

但し、助成対象になる免許取得日は令和3年4月1日以降のものに限る。

※令和3年4月1日以降の採用が内定している高等学校以上の教育機関の新規卒業者については、入社の前年度であっても採用内定後の自動車学校への入校及び免許取得については助成対象とする。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額 免許取得に係る費用（消費税を除く）の2分の1で、大型免許18万円、中型免許10万円、準中型11万円を限度とする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 準中型免許の助成内訳について

1名につき、鳥ト協は7万円、全ト協は下記①～②を限度とし、各予算の関係で鳥ト協または全ト協の片方のみの助成となる場合がある。

①準中型免許の取得 4万円を上限

②5トン限定準中型免許の限定解除 2.5万円を上限

(3) 予算枠 鳥ト協 426万円

全ト協 10,000万円（全国）

5. 助成上限人数（1事業者）

鳥ト協：大型・中型・準中型免許のうちいずれかの免許 1会員2名まで

全ト協：準中型免許のみ 1会員20万円まで

6. 申請時提出書類

①大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付申請書（様式1）

②現在（取得前）の運転免許証の写し

③内定通知書類の写し（新規卒業者のみ）

7. 交付決定日

内容を精査後、大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

8. 実績報告提出書類

①大型・中型・準中型免許証取得支援助成金実績報告書（様式3）

②在籍証明書（様式4）

③大型・中型・準中型免許証取得後の運転免許証の写し

④教習所への費用支払領収書（会社あてのもの）の写し

（振込みの場合も領収書の発行を依頼してください）

- ⑤実績報告時の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれかの写し（全ト協助成金のみ）
- ⑥健康保険証の写し（全ト協助成金のみ）

9. 実績報告期限 取得後、2ヶ月以内

最終報告期限：令和4年3月11日（金）

10. 申請をされる方は、自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援助成金交付要綱（下記又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 竹内 TEL 0857-22-2694

自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会
制定 平成29年5月24日

（目的）

第1条 この要綱は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が従業員に大型免許証・中型免許証・準中型免許証を取得させた際の教習料の一部を鳥ト協が助成し、トラックドライバーの確保を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「大型免許証」とは、車両総重量11トン以上の自動車（大型自動車）を運転できる免許である。

「中型免許証」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満の自動車（中型自動車）を運転できる免許であり、「中型限定（8t）免許」（平成19年6月1日以前に取得した普通免許）の限定解除については該当しない。

「準中型免許」とは車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車（中型自動車）を運転できる免許である。

（助成対象）

第3条 助成の対象は、会員事業者の従業員が前条に掲げる免許を各年度の別途指定する期間に取得し、会員事業者が鳥取県内の自動車学校に支払った免許証取得費用（消費税を除く）の一部に対して助成する。

（助成金の交付額）

第4条 1人当たりの助成金の交付額は、免許証取得に係る費用の2分の1とし、大型免許証取得につき18万円、中型免許証取得につき10万円、準中型免許証取得につき7万円を限度とする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

また、全ト協との助成金の合計が免許取得費用を超えない範囲とする。

（助成の上限人数）

第5条 1会員事業者に対する助成人数は、その都度定める。

（交付申請）

第6条 会員事業者は、様式1の「大型・中型・準中型免許証取得支援助成金申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ提出しなければならない。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

2 前項の助成金交付請求書に必要な添付書類は別に定める。

（交付決定）

第7条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適當と認めたときは、様式2「大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金請求)

第8条 会員事業者は、従業員の免許証取得後、様式3の「大型・中型・準中型免許証取得支援助成金実績報告書」(以下「実績報告書」という。)に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第9条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第10条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

(附 則)

本要綱は平成27年4月1日から適用する。

平成28年3月18日 一部改正(平成28年4月1日施行)

第4条、第6条第1項、第7条、第8条、第10条

平成29年5月24日 一部改正(平成29年4月1日施行)

表題、第1条、第2条、第4条、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条

全ト協準中型免許取得助成事業留意事項

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、鳥ト協の会員事業者が、新たに運転者として採用した若年ドライバー(18歳～概ね30歳)に準中型免許を習得させる際の支援を行う。

2. 助成対象

令和3年度においては、下記①～⑤のすべての要件を満たすこと。

- ① 鳥ト協の会員事業者
- ② 当該事業者が、令和2年4月1日以降に、当該運転者を採用していること
- ③ 当該運転者が、平成元年6月2日以降生まれであること
- ④ 当該運転者が、令和2年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること
- ⑤ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること

3. 助成金額

- (1) 準中型免許の取得 40,000円を上限
- (2) 5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円を上限

会員1事業者につき、20万円を上限とする

ただし、運転者が個人で準中型免許取得費用を支払った場合は、助成の対象外

4. 申請受付

- ① 対象者の準中型免許取得時期が令和2年4月1日～令和4年2月28日

詳細は、鳥ト協「竹内」までお問い合わせください。

様式 1 (第 6 条関係)

大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上和人 殿

申請者
住所
事業者名
代表者名

印

自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援助成金交付要綱第 6 条に基づき、下記のとおり申請をします。

切

り
記

取

1. 助成申請額 _____円 (千円未満切捨て)

り

線

2. 大型・中型・準中型免許取得状況

取得区分	取得予定運転手名	採用(予定)年月日	免許取得予定年月
大型免許		年	年 月
中型免許		月	月
準中型免許		日	

(注 1) 「取得区分」欄は、いずれかを○で囲むこと。

(注 2) 全ト協の助成金は準中型免許のみで年齢制限がありますので全ト協の案内を参照してください。

3. 添付書類

- ・現在（入校前）の運転免許証の写し
- ・内定通知書類の写し（新規卒業者の場合）

4. 注意事項

- ・教習所への費用支払は、**会社負担**であること。
(自動車学校に会社あての領収書の発行を依頼してください)
- ・**令和 4 年 2 月 28 日までに免許を取得し、支払が終了すること。**

鳥ト協受付印

様式3（第8条関係）

大型・中型・準中型免許証取得支援助成金実績報告書兼交付請求書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上和人 殿

申請者
住所
事業者名
代表者名

印

自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援助成金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり助成金の請求をします。

切

記

り

1. 助成金請求額 円（千円未満切捨て）

取

2. 大型・中型・準中型免許取得状況

取得区分	取得した運転手名	採用年月日	免許取得年月日
大型免許		年	年
中型免許		月	月
準中型免許		日	日

（注1）「取得区分」欄は、いずれかを○で囲むこと。

（注2）全ト協の助成金は準中型免許のみで年齢制限がありますので全ト協の案内を参照してください。

り
線

3. 振込先

銀行支店名：

預金種別：

口座番号：

ふりがな
口座名義：

4. 添付書類

- ・在籍証明書（様式4）
- ・免許取得に関する証明（運転免許証）の写し
- ・教習所への費用支払領収書（会社あてのもの）の写し

様式4

在籍証明書

・現住所 _____

ふりがな

・氏名 _____

・生年月日 昭和・平成 年 月 日

切

・採用年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

り

・職務の内容 (例) 乗務専任運転手

取

り

・役職 (特にない場合は空欄で可)

線

上記の者、免許取得時（大型・中型・準中型）に在職していることを証明します。

令和 年 月 日

住 所
事業者名
代表者名

(印)

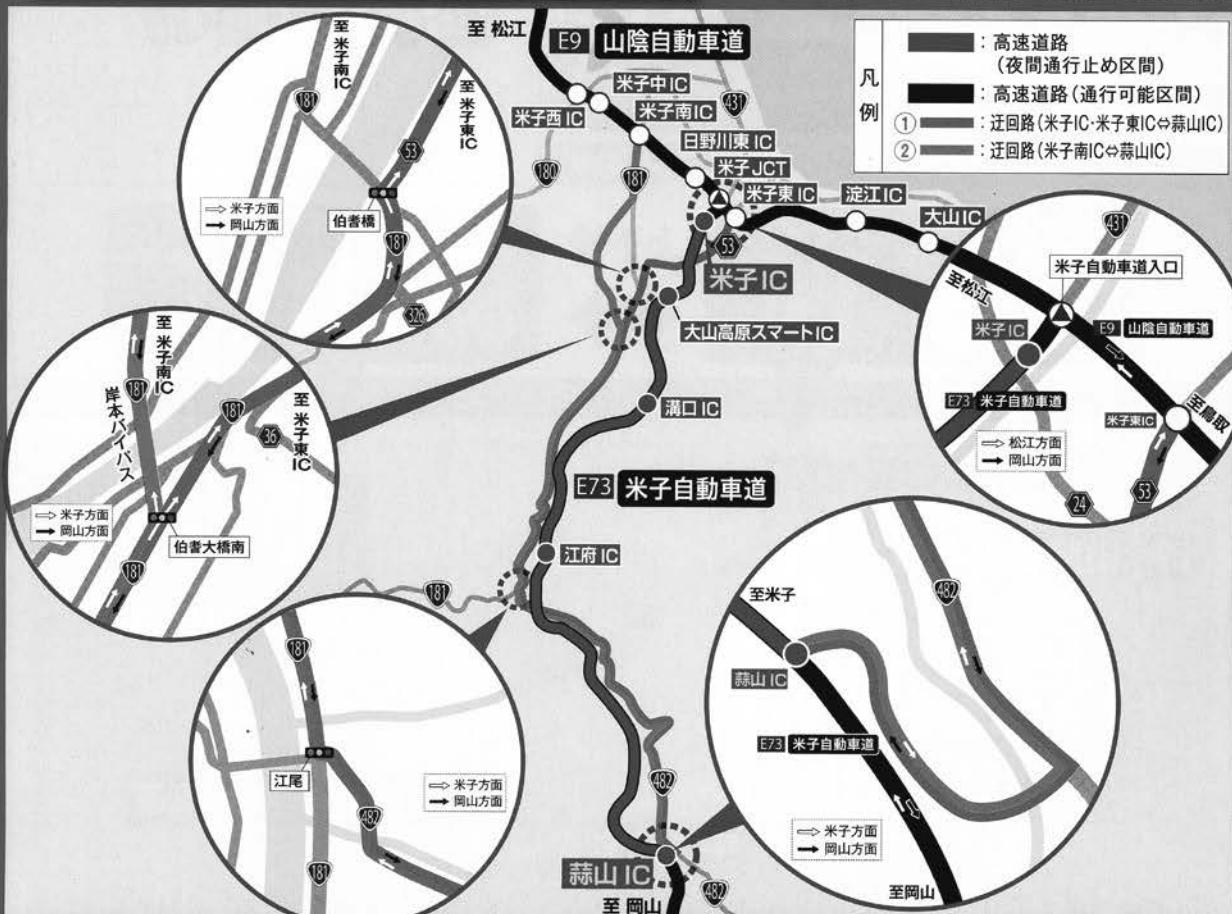
よなごインターチェンジ ひるぜんインターチェンジ
E73 米子自動車道 米子IC~蒜山IC(上下線)

夜間通行止め期間中の迂回路のご案内

令和3年5月10日夜 ▶ 5月15日朝

各日20:00～翌朝6:00

*荒天時順延。予備日は
 令和3年5月17日(月)夜～5月20日(木)朝



迂回路

E73 米子自動車道 米子IC

県道53号・国道181号・国道482号

↑ 38km

E73 米子自動車道 蒜山IC

高速道路の場合 **一般道の場合**

米子IC

距離

約33km → **約38km**

↑ 蒜山IC

所要時間

約30分 → **約50分**

時間差 +約20分

夜間通行止めに伴う料金調整はございません。(ご利用になられたIC間の料金をお支払いいただきます) *所要時間は、各道路の法定速度で走行した場合を想定して算出しています。

◎高速道路の通行料金・ NEXCO西日本 お客様センター(年中無休・24時間)

道路交通情報等に
関するお問い合わせ

0120-924863 (クレマでおでかけ24時間ハローさん) 06-6876-9031
 ※フリーダイヤルがご利用できないお客様はこちら
 (通話料有料)

※最近、電話のお掛け間違いが大変多くなっています。上記以外の電話番号はございません。電話番号をよくお確かめのうえ、お掛けください。

協会通知

ダンプ車両のアスファルトフィニッシャとの接合作業が容易になる 令和3年度 「可動式突入防止装置（バンバ）」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

令和3年5月6日～令和3年7月30日

予算が小額な為、令和2年9月のアンケート提出者を優先します。アンケート提出者も期間内に申請が無い場合は、優先権が失われます。

次に先着順で決定します。

なお、上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、8月以降も受付します。(先着順)

*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

2. 申請対象者

(1) 会員事業者が、令和3年4月1日から令和4年1月31日の間に、新品装置を購入またはリースで装着する際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象装置・車両

- (1) 自動式および手動式の可動式突入防止装置でバンバおよびステイのセットを原則とするがステイのみでも可とする。
(2) 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置を鳥取県内に有する営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額 装置1台当たり導入費用の2分の1で、10万円を限度とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。
(2) 予算枠 鳥ト協 100万円（10機）

5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

可動式突入防止装置（バンバ）……1機

6. 申請時提出書類

- ①可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書（様式1）
②導入する装置（バンバ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

7. 交付決定

可動式突入防止装置導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和4年2月15日（火）

提出書類

- ①可動式突入防止装置導入促進助成事業実績報告書（様式3）
②可動式突入防止装置装着証明書（様式4）
③請求書（写）…装置のバンバ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの
④領収書等（写）…請求書と同額なもの（リースの場合も販売会社が発行したリース会社宛の領収書が必要です）
⑤リース契約書等（写）・装置のバンバ・ステイの区別・装置名称・型式・数量の記載があるもの
⑥装着した車両の車検証（写）

9. 申請をされる方は、可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱（下記又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会
改正 平成 29 年 3 月 22 日

（目的）

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、ダンプ車両が作業の都合によって行う固定式突入防止装置の取外しを防止し、不正改造車両（突入防止装置未装着車両）の追放を図るべく、可動式突入防止装置の導入を促進するため、装置導入費用の一部を助成する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる可動式突入防止装置（以下「装置」という。）とは、道路運送車両の保安基準（第18条の2）及び保安基準の細目告示（第180条）の基準に適合するもので、次の各号に該当するものとする。

- ① 自動式および手動式のどちらも可とする。
- ② バンバとステイのセットを原則とするがステイのみでも可とする。

（助成対象）

第3条 助成の対象は、鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が各年度の4月1日から同年度の1月末日の間に、新品装置を現金もしくは割賦販売で購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する際の導入費用（含む取付費、除く消費税）に対して助成を行なう。

（装着対象車両）

第4条 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置を鳥取県内に有する営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

（助成金の交付額）

第5条 1台当たりの助成金の交付額は、導入費用の2分の1とし、限度額は10万円とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。

（助成の上限台数）

第6条 1会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

（交付申請）

第7条 会員事業者は、様式1の「可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ申請する。
ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は受付を終了するものとする。
2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

（交付決定）

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適切であり、交付を適当と認めたときは、様式2の「可動式突入防止装置導入促進助成金交付決定通知書」により申請者に通知する。
2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告・助成金請求）

第9条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式3の「可動式突入防止装置導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下実績報告書」という。）および様式4の「可動式突入防止装置装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、購入およびリースによる導入とも会員事業者へ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第11条 交付決定後、申請の変更または取下げをするときには、会員事業者は速やかに様式5の「可動式突入防止装置導入助成金交付申請(変更・取下)届出書」を、鳥ト協へ提出しなければならない。

(装置の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第13条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

(附 則)

本要綱は平成20年8月1日から施行する。

平成25年10月1日 一部改正(平成25年4月1日施行)

第1条・第3条・第4条・第7条第1項・第9条・第10条・第11条・第12条

平成29年3月22日 一部改正(平成29年4月1日施行)

第13条

様式 1

令和 年 月 日

可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上 和人 殿

申請者

住所

事業者名

代表者

印

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

切

1. 助成金申請額 円

り

2. 導入台数
① セット (バンバ・ステイ) 式
② ステイ 台

り

3. 装置購入単価 (除く消費税)
① 1セット (バンバ・ステイ) 円
② ステイ (1台当たり) 円
③ 装着費 (1台当たり) 円

線

4. 導入装置
① 装置メーカー名
② 装置名称・型式

5. 導入形態 購入 ・ リース

添付書類

① 導入する装置 (バンバ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・金額 (単価と総額) (除く消費税) 等が記載された見積書 (写)

鳥ト協受付印

様式 3

可動式突入防止装置導入助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上和人 殿

住 所
申請・請求者
代表者

印

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり
助成金を請求します。

記

1. 助成金請求額 円
2. 可動式突入防止装置装着台数 (装着日: 令和 年 月 日)

① バンバとステイのセット 機
② ステイのみ 機

装着車両

装着車両登録番号
鳥取
鳥取

3. 導入機器
① 機器メーカー名
② 機器名称・型式

4. 導入形態 購入 • リース

5. 振込先
銀行支店名:
預金種別:

口座番号:

ふりがな

口座名義:

添付書類

可動式突入防止装置装着証明書(様式4)

請求書(写) • 装置のバンバ・ステイの区別・メーカー名・装置名称・型式・数量・
金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの
領収証等(写) • 請求書と同額なもの(リースの場合も販売会社が発行したリース会社宛の
領収書が必要です)

リース契約書等(写) • 装置のバンバ・ステイの区別・装置名称・型式・数量の
記載のあるもの

装着した車両の車検証(写)

可動式突入防止装置装着証明書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上 和人 殿

住 所

取付業者名

(ディーラー等)

印

(会員事業者名)

(機器メーカー名)

切 _____ が _____ の

り

(機器名称・型式)

(装着日)

取 _____ を令和 年 月 日下記の車両

り

に取付けたことを証明いたします。

線

記

装着車両登録番号
鳥取
鳥取

協会通知

鳥ト協「近代化基金融資推薦融資」のご案内

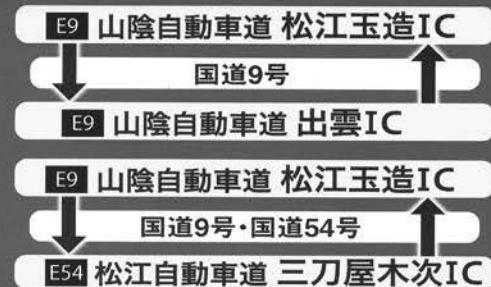
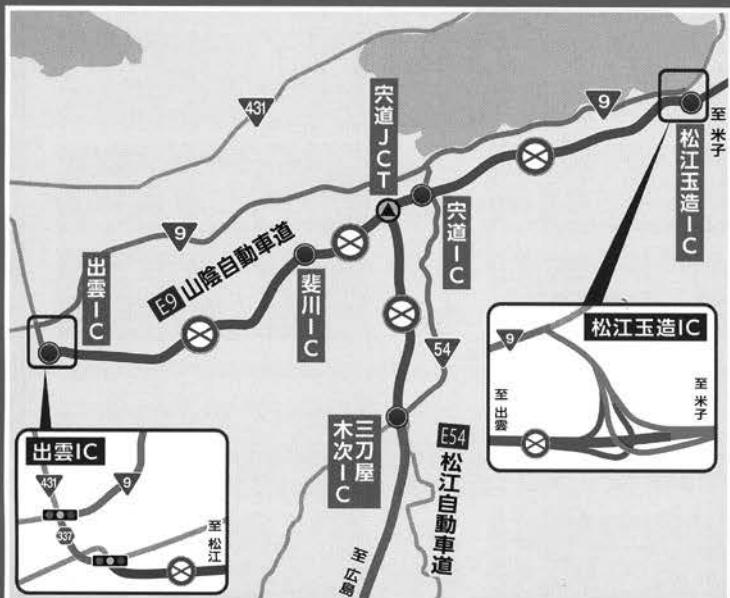
1. 受付期間 令和3年4月1日～令和4年3月9日
毎月10日に締切り、適否決定は25日
(利子補給の決定であり、融資の決定は金融機関が行います。)
2. 融資対象者
鳥ト協会員で商工中金に出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。
3. 一般融資
 - ①融資対象事業
 - ・物流施設(配送センター等)の整備資金
 - ・福利厚生施設の整備資金
 - ・荷役機械・車両等の購入資金
 - ②利子補給 0.3 %
 - ③取扱金融機関 商工中金・信用金庫(鳥取・倉吉・米子)
 - ④融資条件
 - ・1事業者の合計融資残高 5千万円以内(今回申込額も含む)
 - ・償還期間 10年以内(但し、法定耐用年数以内、車両は5年以内)
 - ・融資利率・担保保証人等は、取扱金融機関の定めるところによる
4. ポスト新長期等規制適合車導入融資(ポスト新長期、平成28年排ガス規制融資)
 - ①融資対象事業
 - ・ポスト新長期等規制適合車の導入資金
 - ②利子補給 0.3 %
 - ③取扱金融機関 商工中金・信用金庫(鳥取・倉吉・米子)
 - ④融資条件
 - ・1事業者の合計融資残高 5千万円以内
 - ・償還期間 5年以内
 - ・融資利率・担保保証人等は、取扱金融機関の定めるところによる。
5. CNG車、ハイブリッド車、デジタコ、ドラレコ等導入融資

お問合わせは、鳥ト協「宮本」までご連絡下さい。

通行止め期間中の迂回路のご案内

上下線
松江玉造IC～出雲IC
三刀屋木次IC～宍道JCT

令和3年 5月10日(月)夜～5月26日(水)朝 各日20:00～翌朝6:00(10夜間)
(5月14日、17日及び土日の夜間は除く)

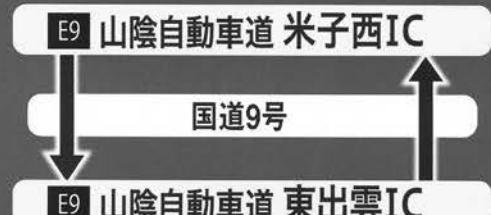
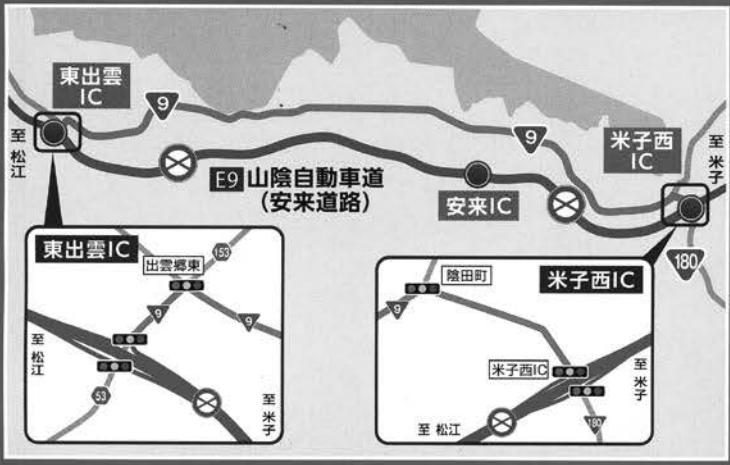


※所要時間は、各道路の法定速度で走行した場合を想定して算出しています。

	高速道路の場合	迂回路の場合
松江玉造 IC	距離 約34km	約37km
所要時間	約30分	約49分 時間差 + 約19分
松江玉造 IC	距離 約26km	約29km
三刀屋木次 IC	所要時間 約24分	約36分 時間差 + 約12分

上下線
米子西IC～東出雲IC

令和3年 5月31日(月)夜～6月26日(水)朝 各日20:00～翌朝6:00(20夜間)
(土日の夜間は除く)



※所要時間は、各道路の法定速度で走行した場合を想定して算出しています。

	高速道路の場合	迂回路の場合
米子西 IC	距離 約19km	約20km
所要時間	約20分	約24分 時間差 + 約4分

凡例
—：高速道路(夜間通行止め)
—：迂回路
—：高速道路(通行可能区間)

◎高速道路の通行料金・
道路交通情報等に
関するお問い合わせ

0120-924863 (ケルマでおでかけ24時間ハローハローさん) 06-6876-9031

※最近、電話のお掛け間違いが大変多くなっています。上記以外の電話番号はございません。電話番号をよくお確かめのうえ、お掛けください。

協会通知

令和3年度 「脳検診受診助成金」受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

近年、健康起因事故の発生件数が増加しております。その中で最も多いのは、脳血管疾患であり、運転者の脳血管疾患の早期発見・早期治療につながる脳検診等を活用していただきたいため、今年度より脳検診等に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

1. 申請受付期間

令和3年5月6日～令和4年2月15日

上記期間内であっても、予算額に達した場合は、申込受付を終了します。

2. 申請対象者

会員事業者に雇用された原則60歳以上の運転者が、令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に検査を実施し、支払が終了した会員事業者に対し検診（検査）費用（除く消費税）の一部助成を行う。

3. 助成対象

- (1) 脳ドック
- (2) 脳MRI検査

4. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額 運転者1名につき1回の受診に限り、10,000円とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。
- (2) 予算枠 鳥ト協10万円（10名）

5. 申請要領

別紙「脳検診受診促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、医療機関等の①請求書（写）及び、②受診項目が分かれるもの（写）、③受診者氏名が分かれるもの、④領収書（写）又は銀行振込書（写）を添えて申請する。

※②、③については請求書等に記載があれば不要

※個人精算（領収証が個人宛）のものは対象外

6. 申込実績報告期限 最終報告期限：令和4年2月28日（月）

7. 申請をされる方は、脳検診受診促進助成金交付要綱（下記又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

脳検診受診促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
制定 令和2年3月24日

（目的）

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）が、運転者の脳血管疾患の早期発見・早期治療につながる脳検診受診費用を、一部助成することによって、健康起因事故の防止に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、次の健診（検査）とする。
①脳ドック ②脳MR I 検査

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、鳥ト協の会員事業者に雇用された運転者が、各年度の別途指定する期間に、前条の対象検査（検査）し、支払が終了した会員事業者に対し、健診（検査）費用（除く消費税）の一部助成を行う。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、運転者1名あたり、1回の受診に限り、10,000円とする。
但し、鳥ト協及び行政、その他団体等から支払われる助成金等の総額が健診費用を超えてはならない。
また、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

(助成金の交付請求)

第5条 助成金の交付を請求する会員事業者は、別紙「脳検診受診促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第6条 鳥ト協は、前条の「脳検診受診促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、申請事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。
(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

附則

本要綱は令和2年4月1日より施行する。

別紙

令和 年 月 日

脳検診受診促進助成金交付請求書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上 和人 殿

申請者

住所

事業者名

代表者

(印)

脳検診受診促進助成金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金の支払いを請求します。

記

切 り 取 り 線	交付請求額	金 円		
	検査医療機関名	行政・他団体等の補助申請		無・有(円)
	受診検査名 ※該当検査に○印	①脳ドック ②脳MRI検査		
対象受信者	氏名 :	男	氏名 :	男
	生年月日 : 年 月 日	女	生年月日 : 年 月 日	女
	氏名 :	男	氏名 :	男
	生年月日 : 年 月 日	女	生年月日 : 年 月 日	女
	氏名 :	男	氏名 :	男
	生年月日 : 年 月 日	女	生年月日 : 年 月 日	女

振込先

銀行支店名 :

預金種別 :

口座番号 :

ふりがな
口座名義 :

添付書類

①医療機関等の請求書 (写)

②受診項目が分かるもの (写)

③受診者氏名が分かるもの

④領収書 (写) 又は銀行振込書 (写)

※②、③については請求書等に記載があれば不要

協会通知

● ドライバー等安全教育訓練促進助成制度のご案内（令和3年度） ●

公益社団法人 全日本トラック協会
都道府県トラック協会

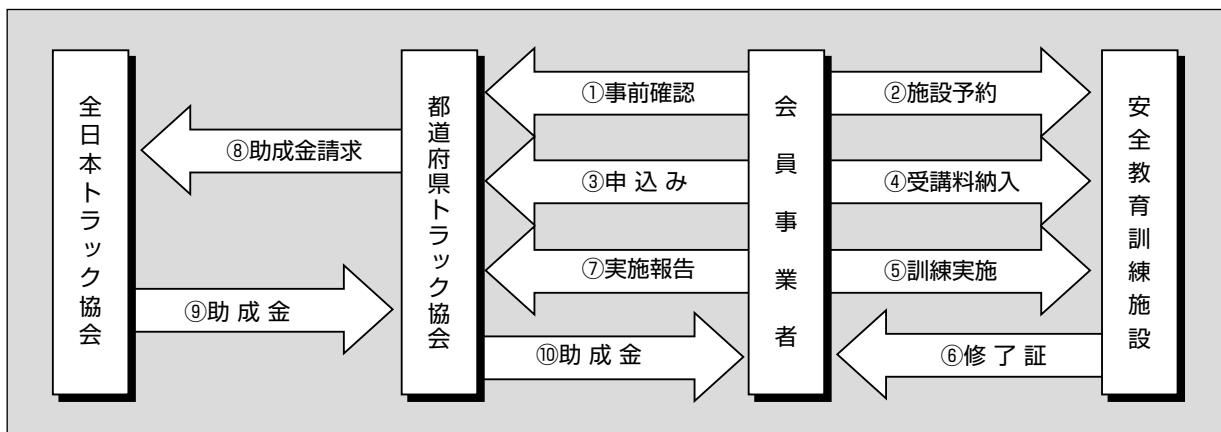
● ドライバー等安全教育訓練助成制度とは？

ドライバーの安全意識の高揚や安全運転技術の向上が課題となっており、業界を挙げた従業者教育の充実強化への取組みが要請されています。

特に中小事業者においては、安全教育訓練に要する時間やコストの負担は大きいものと考えられます。

本制度は都道府県トラック協会の会員事業者が、全ト協の指定する総合的な安全教育訓練施設に、ドライバー等を派遣し訓練を実施しようとするトラック事業者に対して助成を行うものです。

● 本制度の基本的なしくみ



● 本制度の概要

助成対象となる研修施設は次のとおりです。

● 本制度の基本的なしくみ

※一部のトラック協会で、対象研修施設の限定措置を行っている場合があります。

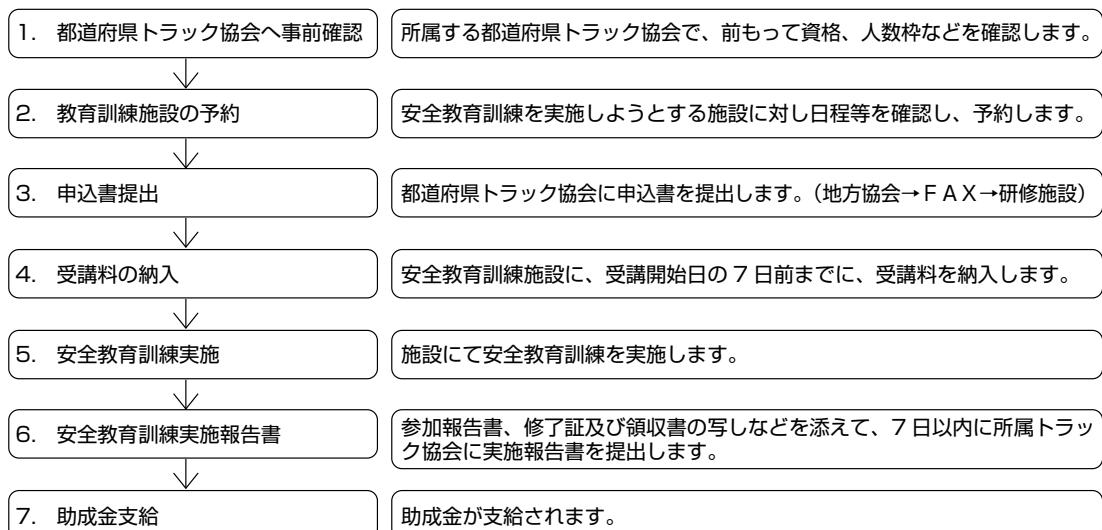
施設区分	No.	所在地	研修施設	連絡先
特定研修施設	(1)	愛知県	一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 電話 0561-36-1010 FAX 0561-36-1210
	(2)	埼玉県	一般社団法人 埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター	埼玉県深谷市黒田2091-1 電話 048-584-0055 FAX 048-584-0090
指定研修施設	(3)	茨城県	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	茨城県ひたちなか市新光町605番地16 電話 029-265-9560 FAX 029-265-9552
	(4)	滋賀県	クレフィール湖東交通安全研修所	滋賀県東近江市平柳町22-3 電話 0749-45-3872 FAX 0749-45-3877
指定研修施設 (教習所)	(5)	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ① 東地区会場 ② 西地区会場	① 東地区会場 北海道釧路市芦野5-12-1 電話 0154-37-1196 FAX 0154-37-1178 ② 西地区会場 苫小牧市拓勇東町8-6-68 電話 0144-57-8410 FAX 0144-57-8410

(教習所) 指定研修施設	(6)	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前	青森県弘前市和泉一丁目3-1 電話 0172-28-2727 FAX 0172-28-3382
	(7)	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ①東地区会場	①石巻中部自動車学校 宮城県石巻市門脇字浦屋敷124番1号 電話 0225-94-1285 FAX 0225-94-1288
			②西地区会場	②富谷自動車学校 宮城県富谷市三ノ閑膳部沢上11番3号 電話 022-358-8787 FAX 022-358-8777
	(8)	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま ①前橋自動車教習所	①前橋自動車教習所 群馬県前橋市関根町二丁目1番地18 電話 027-233-1155 FAX 027-233-2004
			②かぶら自動車教習所	②かぶら自動車教習所 群馬県藤岡市立石1563 電話 0274-42-0462 FAX 0274-42-8280
	(9)	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー千葉	千葉県旭市鎌数5146 電話 0479-64-0100 FAX 0479-64-0102
	(10)	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー小田原	神奈川県小田原市蓮正寺540-2 電話 0465-36-1215 FAX 0465-37-4603
	(11)	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原	岐阜県多治見市幸町7丁目29-1 電話 0572-27-2356 FAX 0572-27-2967
	(12)	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーABOSHI	兵庫県姫路市網干区高田108番地 電話 079-274-1839 FAX 079-274-2729
	(13)	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ	広島県安芸郡熊野町5640-1 電話 082-854-4000 FAX 082-854-9466
	(14)	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー石原	愛媛県松山市空港通4丁目8-12 電話 089-972-1010 FAX 089-972-1039
	(15)	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 電話 093-293-2359 FAX 093-293-2427
	(16)	宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミーMIYUKI	宮崎県都城市都北町7333番地 電話 0986-38-1001 FAX 0986-38-0908

※鳥ト協において、特別研修に行く交通費の一部を助成します（最高3万円）

なお、一般研修の交通費助成はありません。詳細は、鳥ト協へお問合せください。

●手続きの流れ



★お問い合わせ先

制度の内容などについては各都道府県 トラック協会、また、各施設もしくはカリキュラムの内容などについては各施設に、それぞれお問い合わせをしてください。

令和3年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修一覧

別表1

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク 事業者 全ト協助成額 (10／10)	全ト協助成額 (7／10)	定員	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー研修 + 初任コース (3日間)	001	4月7日(水)～4月9日(金)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				002		61,850	61,850	43,350		大型
				003		58,550	58,550	41,050		中型
				004		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				005	4月20日(火)～4月22日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				006		61,850	61,850	43,350		大型
				007		58,550	58,550	41,050		中型
				008		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				009	5月11日(火)～5月13日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				010		61,850	61,850	43,350		大型
				011		58,550	58,550	41,050		中型
				012		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				013	5月25日(火)～5月27日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				014		61,850	61,850	43,350		大型
				015		58,550	58,550	41,050		中型
				016		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				017	6月8日(火)～6月10日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				018		61,850	61,850	43,350		大型
				019		58,550	58,550	41,050		中型
				020		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				021	6月22日(火)～6月24日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				022		61,850	61,850	43,350		大型
				023		58,550	58,550	41,050		中型
				024		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				025	7月6日(火)～7月8日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				026		61,850	61,850	43,350		大型
				027		58,550	58,550	41,050		中型
				028		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				029	8月3日(火)～8月5日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				030		61,850	61,850	43,350		大型
				031		58,550	58,550	41,050		中型
				032		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				033	8月17日(火)～8月19日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				034		61,850	61,850	43,350		大型
				035		58,550	58,550	41,050		中型
				036		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				037	9月14日(火)～9月16日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				038		61,850	61,850	43,350		大型
				039		58,550	58,550	41,050		中型
				040		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				041	9月28日(火)～9月30日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				042		61,850	61,850	43,350		大型
				043		58,550	58,550	41,050		中型
				044		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				045	10月12日(火)～10月14日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				046		61,850	61,850	43,350		大型
				047		58,550	58,550	41,050		中型
				048		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				049	10月26日(火)～10月28日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				050		61,850	61,850	43,350		大型
				051		58,550	58,550	41,050		中型
				052		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				053	11月24日(水)～11月26日(金)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				054		61,850	61,850	43,350		大型
				055		58,550	58,550	41,050		中型
				056		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				057	12月7日(火)～12月9日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				058		61,850	61,850	43,350		大型
				059		58,550	58,550	41,050		中型
				060		58,550	58,550	41,050		準中型※4
				061	12月21日(火)～12月23日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				062		61,850	61,850	43,350		大型
				063		58,550	58,550	41,050		中型
				064		58,550	58,550	41,050		準中型※4

愛知県	中部トラック 総合研修センター	特定研修施設	ドライバー研修 + 初任コース (3日間)	065	1月11日(火) ~ 1月13日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				066		61,850	61,850	43,350		大型
				067		58,550	58,550	41,050		中型
				068		58,550	58,550	41,050		準中型 ※ 4
				069	1月25日(火) ~ 1月27日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				070		61,850	61,850	43,350		大型
				071		58,550	58,550	41,050		中型
				072		58,550	58,550	41,050		準中型 ※ 4
				073	2月8日(火) ~ 2月10日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				074		61,850	61,850	43,350		大型
				075		58,550	58,550	41,050		中型
				076		58,550	58,550	41,050		準中型 ※ 4
				077	3月1日(火) ~ 3月3日(木)	61,850	61,850	43,350	12	大型トレーラ
				078		61,850	61,850	43,350		大型
				079		58,550	58,550	41,050		中型
				080		58,550	58,550	41,050		準中型 ※ 4
				081	4月7日(水) ~ 4月9日(金)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				082		51,950	51,950	36,450		大型
				083		49,750	49,750	34,850		中型
				084		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				085	4月20日(火) ~ 4月22日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				086		51,950	51,950	36,450		大型
				087		49,750	49,750	34,850		中型
				088		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				089	5月11日(火) ~ 5月13日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				090		51,950	51,950	36,450		大型
				091		49,750	49,750	34,850		中型
				092		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				093	5月25日(火) ~ 5月27日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				094		51,950	51,950	36,450		大型
				095		49,750	49,750	34,850		中型
				096		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				097	6月8日(火) ~ 6月10日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				098		51,950	51,950	36,450		大型
				099		49,750	49,750	34,850		中型
				100		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				101	6月22日(火) ~ 6月24日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				102		51,950	51,950	36,450		大型
				103		49,750	49,750	34,850		中型
				104		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				105	7月6日(火) ~ 7月8日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				106		51,950	51,950	36,450		大型
				107		49,750	49,750	34,850		中型
				108		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				109	8月3日(火) ~ 8月5日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				110		51,950	51,950	36,450		大型
				111		49,750	49,750	34,850		中型
				112		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				113	8月17日(火) ~ 8月19日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				114		51,950	51,950	36,450		大型
				115		49,750	49,750	34,850		中型
				116		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				117	9月14日(火) ~ 9月16日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				118		51,950	51,950	36,450		大型
				119		49,750	49,750	34,850		中型
				120		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				121	9月28日(火) ~ 9月30日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				122		51,950	51,950	36,450		大型
				123		49,750	49,750	34,850		中型
				124		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				125	10月12日(火) ~ 10月14日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				126		51,950	51,950	36,450		大型
				127		49,750	49,750	34,850		中型
				128		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4
				129	10月26日(火) ~ 10月28日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				130		51,950	51,950	36,450		大型
				131		49,750	49,750	34,850		中型
				132		49,750	49,750	34,850		準中型 ※ 4

特定研修施設	愛知県	中部トラック総合研修センター	ドライバー研修 +一般コース (3日間)	133	11月24日(水)～11月26日(金)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				134		51,950	51,950	36,450		大型
				135		49,750	49,750	34,850		中型
				136		49,750	49,750	34,850		準中型※4
				137	12月7日(火)～12月9日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				138		51,950	51,950	36,450		大型
				139		49,750	49,750	34,850		中型
				140		49,750	49,750	34,850		準中型※4
				141	12月21日(火)～12月23日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				142		51,950	51,950	36,450		大型
				143		49,750	49,750	34,850		中型
				144		49,750	49,750	34,850		準中型※4
				145	1月11日(火)～1月13日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				146		51,950	51,950	36,450		大型
				147		49,750	49,750	34,850		中型
				148		49,750	49,750	34,850		準中型※4
				149	1月25日(火)～1月27日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				150		51,950	51,950	36,450		大型
				151		49,750	49,750	34,850		中型
				152		49,750	49,750	34,850		準中型※4
				153	2月8日(火)～2月10日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				154		51,950	51,950	36,450		大型
				155		49,750	49,750	34,850		中型
				156		49,750	49,750	34,850		準中型※4
				157	3月1日(火)～3月3日(木)	51,950	51,950	36,450	24	大型トレーラ
				158		51,950	51,950	36,450		大型
				159		49,750	49,750	34,850		中型
				160		49,750	49,750	34,850		準中型※4
			添乗指導者養成研修 (3日間)	161	4月20日(火)～4月22日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				162		64,450	64,450	45,150		大型
				163		54,550	54,550	38,250		中型
				164		54,550	54,550	38,250		準中型※4
				165	5月11日(火)～5月13日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				166		64,450	64,450	45,150		大型
				167		54,550	54,550	38,250		中型
				168		54,550	54,550	38,250		準中型※4
				169	6月8日(火)～6月10日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				170		64,450	64,450	45,150		大型
				171		54,550	54,550	38,250		中型
				172		54,550	54,550	38,250		準中型※4
				173	7月6日(火)～7月8日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				174		64,450	64,450	45,150		大型
				175		54,550	54,550	38,250		中型
				176		54,550	54,550	38,250		準中型※4
				177	8月17日(火)～8月19日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				178		64,450	64,450	45,150		大型
				179		54,550	54,550	38,250		中型
				180		54,550	54,550	38,250		準中型※4
				181	9月14日(火)～9月16日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				182		64,450	64,450	45,150		大型
				183		54,550	54,550	38,250		中型
				184		54,550	54,550	38,250		準中型※4
				185	10月12日(火)～10月14日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				186		64,450	64,450	45,150		大型
				187		54,550	54,550	38,250		中型
				188		54,550	54,550	38,250		準中型※4
				189	11月24日(水)～11月26日(金)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				190		64,450	64,450	45,150		大型
				191		54,550	54,550	38,250		中型
				192		54,550	54,550	38,250		準中型※4
				193	1月11日(火)～1月13日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				194		64,450	64,450	45,150		大型
				195		54,550	54,550	38,250		中型
				196		54,550	54,550	38,250		準中型※4
				197	2月8日(火)～2月10日(木)	64,450	64,450	45,150	15	大型トレーラ
				198		64,450	64,450	45,150		大型
				199		54,550	54,550	38,250		中型
				200		54,550	54,550	38,250		準中型※4
埼玉県	埼玉県トラック総合教育センター	ドライバー研修 (3日間)	201	6月18日(金)～6月20日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT※6	
			202	7月16日(金)～7月18日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT※6	
			203	8月27日(金)～8月29日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT※6	

特定研修施設	埼玉県	埼玉県トラック 総合教育センター	ドライバー研修 (3日間)	204	9月24日(金)～9月26日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT※6	
				205	10月22日(金)～10月24日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT※6	
				206	11月19日(金)～11月21日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT※6	
			安全運転管理者 研修(3日間)	207	2月4日(金)～2月6日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT※6	
指定研修施設(研修所)	茨城県	自動車安全運転 センター安全運転 中央研修所	ドライバー研修 (3日間)	301	5月17日(月)～5月19日(水)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型	
				302	5月26日(水)～5月28日(金)	※8 69,200	※8 69,200	48,500	30	準中型※9	
				303	6月2日(水)～6月4日(金)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型	
				304	7月21日(水)～7月23日(金)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型	
				305	8月30日(月)～9月1日(水)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型	
				306	2月1日(火)～2月3日(木)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型	
				307	2月16日(水)～2月18日(金)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	中型※9	
				308	2月26日(土)～2月28日(月)	※8 87,700	※8 87,700	61,400	30	大型	
指定研修施設(研修所)	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー研修 (3日間)	309	7月22日(木)～7月24日(土)	83,820	83,820	58,720	16		
				310	1月6日(木)～1月8日(土)	83,820	83,820	58,720	16		
				311	1月20日(木)～1月22日(土)	83,820	83,820	58,720	16		
			安全運転管理者研修 (3日間)	312	9月16日(木)～9月18日(土)	88,220	88,220	61,820	16		
				313	10月28日(木)～10月30日(土)	88,220	88,220	61,820	16		
指定研修施設(教育所) ※10	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	314	5月14日(金)～5月16日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区※11	
				315	7月9日(金)～7月11日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区※11	
				316	10月16日(土)～10月18日(月)	64,000	64,000	44,800	20	東地区※11	
			添乗・指導 管理者研修 (3日間)	317	9月10日(金)～9月12日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区※11	
				318	10月23日(土)～10月25日(月)	64,000	64,000	44,800	20	東地区※11	
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	319	4月17日(土)～4月19日(月)	70,000	70,000	49,000	30		
				320	5月9日(日)～5月11日(火)	70,000	70,000	49,000	30		
				321	6月20日(日)～6月22日(火)	70,000	70,000	49,000	30		
				322	7月18日(日)～7月20日(火)	70,000	70,000	49,000	30		
				323	1月22日(土)～1月24日(月)	70,000	70,000	49,000	30		
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	324	6月12日(土)～6月14日(月)	66,000	66,000	46,200	20	東地区※12	
				325	7月17日(土)～7月19日(月)	66,000	66,000	46,200	20	西地区※12	
				326	10月23日(土)～10月25日(月)	66,000	66,000	46,200	20	西地区※12	
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	327	7月16日(金)～7月18日(日)	71,500	71,500	50,100	20		
				328	11月12日(金)～11月14日(日)	71,500	71,500	50,100	20		
指定研修施設(教育所) ※10	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	329	4月10日(土)～4月12日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
				330	5月15日(土)～5月17日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
				331	6月26日(土)～6月28日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
				332	7月17日(土)～7月19日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
				333	10月2日(土)～10月4日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
				334	11月6日(土)～11月8日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
			(運行・安全 運転・添乗) 管理者研修 (3日間)	335	5月22日(土)～5月24日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
				336	7月10日(土)～7月12日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉 東洋自動車教習所	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	337	11月13日(土)～11月15日(月)	72,160	72,160	50,560	20		
				338	5月10日(月)～5月12日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
				339	6月21日(月)～6月23日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
				340	8月16日(月)～8月18日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
			安全運転管理者 研修(3日間)	341	10月4日(月)～10月6日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
			一般・初任 運転者研修 (3日間)	342	11月8日(月)～11月10日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
				343	9月6日(月)～9月8日(水)	72,270	72,270	50,670	20		
				344	6月6日(日)～6月8日(火)	72,600	72,600	50,900	20		
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原		345	10月17日(日)～10月19日(火)	72,600	72,600	50,900	20		
				346	12月19日(日)～12月21日(火)	72,600	72,600	50,900	20		
岐阜県	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	ドライバー 安全研修 (3日間)	347	4月17日(土)～4月19日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型※13	
				348	5月15日(土)～5月17日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型※13	
				349	6月12日(土)～6月14日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型※13	
				350	7月10日(土)～7月12日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型～ 大型※13	

指定研修施設 教習所 ※10	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	351	5月11日(火)～5月13日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				352	5月25日(火)～5月27日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				353	6月8日(火)～6月10日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				354	10月19日(火)～10月21日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				355	11月9日(火)～11月11日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	356	5月29日(土)～5月31日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型※14
				357	10月9日(土)～10月11日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型～ 大型※14
	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 石原	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	358	5月28日(金)～5月30日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				359	11月19日(金)～11月21日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	360	4月10日(土)～4月12日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				361	4月24日(土)～4月26日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				362	6月12日(土)～6月14日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				363	8月21日(土)～8月23日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				364	10月23日(土)～10月25日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
			添乗・指導 管理者研修 (3日間)	365	1月15日(土)～1月17日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				366	5月15日(土)～5月17日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				367	7月10日(土)～7月12日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				368	9月25日(土)～9月27日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				369	11月27日(土)～11月29日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
	宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任 ドライバー研修 (3日間)	370	6月26日(土)～6月28日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				371	11月13日(土)～11月15日(月)	67,000	67,000	46,900	20	

(全体の注意事項について)

- ※ 1. 研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)
- ※ 2. 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- ※ 3. 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

(各研修施設における注意事項について)

- ※ 4. 中部トラック総合研修センターの「準中型」は5t 限定準中型免許不可です。
- ※ 5. 中部トラック総合研修センターでは送迎、前泊、後泊不可です。
- ※ 6. 埼玉県トラック総合教育センターの研修はAT 限定免許不可です。
- ※ 7. 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可です。
- ※ 8. 自動車安全運転センターのみ、食事代は現地払いとなります。受講料納入にあたっては、所定の食事代(3,700円)を差し引いた金額をお支払いください。なお、所定の金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。
- (例) 研修コード301の研修を受講する場合: 安全運転中央研修所に84,000円を納入り、差額の3,700円を現地食事代として使用してください。
- ※ 9. 自動車安全運転センターの「中型」は中型8t 限定免許不可、「準中型」は準中型5t 限定免許不可です。
(大型は11トン車、中型は4トン・6トン車、準中型はMT車を使用)
- ※ 10. 指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- ※ 11. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※ 12. ドライビングアカデミー宮城は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※ 13. ドライビングアカデミー大原の準中型以上(5t 限定準中型免許不可)の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。
- ※ 14. ドライビングアカデミーテクノの準中型以上の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。

令和3年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 一般研修一覧

別表2

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバーステップアップ研修(中型車使用)	1001	
	埼玉県	埼玉県トラック 総合教育センター	新人乗務員研修 事故防止乗務員研修	1002 1003	
指定研修施設 (研修所)	茨城県	自動車安全運転 センター安全運転 中央研修所	貨物自動車運転者課程(準中型車使用)	1004	※1
			貨物自動車運転者課程(中型車使用)	1005	※2
			貨物自動車運転者課程(大型車使用)	1006	※3
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー安全運転研修	1007	
指定研修施設 (教習所)	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修	1008	
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任運転者研修	1009	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修	1010	
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖	一般運転者研修	1011	
			初任運転者研修	1012	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般ドライバー研修	1013	
			初任ドライバー研修	1014	
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉	一般・初任ドライバー研修	1015	
			安全運転管理者研修	1016	
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修	1017	
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	貨物ドライバー習熟研修	1018	
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー A B O S H I	一般・初任運転者	1019	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修	1020	
	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 石原	一般・初任ドライバー研修	1021	
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー O N G A	一般・初任・貨物運転者研修	1022	
			添乗(同乗)指導者研修	1023	
	宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー M I Y U K I	一般・初任ドライバー研修	1024	

※1 この研修は、準中型車のMT車を使用します。(5t 限定準中型免許不可)

※2 この研修は、4トン・6トン車を使用します。(8t 限定準中型免許不可)

※3 この研修は、11トン車を使用します。(要大型免許)

●この一覧表にある研修は、全て2日間研修です。(1泊2日)

●研修日程・受講料等詳細については、各研修施設にお問い合わせ下さい。

●全ト協助成額については、研修受講料にかかわらず1講座10,000円とします。

●中部トラック総合研修センターは送迎、前泊、後泊不可。

●埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可。

●指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。

●都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。

●研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

協会通知

新型コロナウイルスによるトラック業界への影響調査

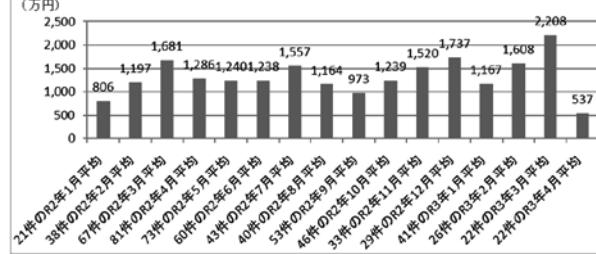
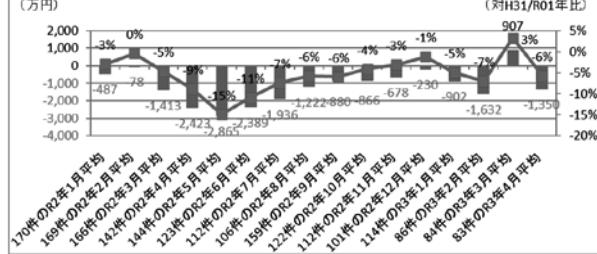
公益社団法人 全日本トラック協会

新型コロナウイルスによるトラック業界への影響調査(第12回目調査)

1. 調査の目的 新型コロナウイルスによるトラック業界への影響を把握し、政府等の経済対策等の検討に際し、トラック業界の窮状などを説明するための基礎資料として活用する。
2. 調査対象及び方法 調査対象は、全国の貨物自動車運送事業者。全ト協から全国の県ト協及び部会に調査協力依頼を発信し、インターネットによる調査を実施した。
3. 主な調査項目 ①令和3年2月～令和3年4月までの各月について、「運送収入」の実績又は見込みと平成31年同月の状況
②令和3年2月～令和3年4月までの各月について、荷主からキャンセルされた「金額」の実績又は見込み
③資金繰りの状況について ④資金繰り支援の活用状況 ⑤雇用調整助成金の活用状況
⑥トラック業界として国に要望すべき経済対策について ⑦雇用状況について対応したことについて
4. 調査期間 令和3年3月1日(月)から3月5日(金)まで
5. 回答者数 91件
6. 結果
6. 1 令和2年1月～令和3年4月までの各月について、「運送収入」の実績と平成31年／令和元年同月の状況
- | 月 | 令和2年1月平均 | 令和2年2月平均 | 令和2年3月平均 | 令和2年4月平均 | 令和2年5月平均 | 令和3年1月平均 | 令和3年2月平均 | 令和3年3月平均 | 令和3年4月平均 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1月 | -3% | -5% | -9% | -1% | -1% | -7% | -6% | -4% | -3% |
| 2月 | -8% | -1% | -1% | -1% | -1% | -4% | -3% | -5% | -6% |
| 3月 | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% |
| 4月 | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% |
| 5月 | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% | -15% |
6. 2 令和2年1月～令和3年4月までの各月について、荷主からキャンセルされた「金額」の状況
- | 月 | 令和2年1月平均 | 令和2年2月平均 | 令和2年3月平均 | 令和2年4月平均 | 令和3年1月平均 | 令和3年2月平均 | 令和3年3月平均 | 令和3年4月平均 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1月 | 806万円 | 1,197万円 | 1,581万円 | 1,286万円 | 1,240万円 | 1,238万円 | 1,557万円 | 1,164万円 |
| 2月 | 1,197万円 | 1,286万円 | 1,238万円 | 1,557万円 | 1,164万円 | 973万円 | 1,239万円 | 1,520万円 |
| 3月 | 1,239万円 | 1,520万円 | 1,737万円 | 1,608万円 | 1,167万円 | 2,208万円 | 1,608万円 | 537万円 |
| 4月 | 1,520万円 | 1,737万円 | 1,608万円 | 2,208万円 | 1,167万円 | 537万円 | — | — |

の収入増減となっている。

令和2年5月の運送収入の減少額が大きく、対前年比のマイナスも大きい。



※当該月の実績と前年同月の両方を回答した回答者のみを計算対象とした。 ※1月及び2月は第1回調査期間中の状況における実績。

※3月は第1回調査期間中、4月は第2回調査期間中、5月は第3回調査期間中、6月は第4回調査期間中、7月は第5回調査期間中、8月は第6回調査期間中、9月は第7回調査期間中、10月は第8回調査期間中、11月は第9回調査期間中、12月は第10回調査期間中、1月は第11回調査期間中、2月は第12回調査期間中の状況における実績又は見込み。

※令和3年3月及び4月は見込み。(※については以下同じ。)



公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association

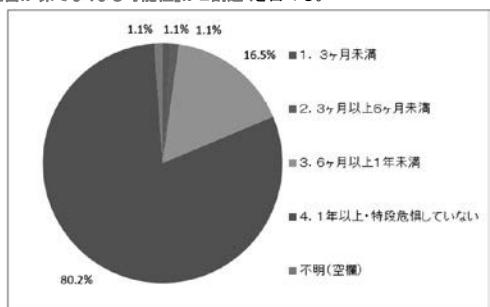


Copyright (C) 2020 Japan Trucking Association, All Rights Reserved.

1

6.3 資金繰りの状況

- ・資金繰りで困っていることについては、3月調査から「特になし」が8~9割程度を占める。
 - ・2月調査では、現在の状況が続いた時、最悪の場合、「6ヶ月以上1年未満で経営が保てなくなる可能性」が2割近くを占める。



6. 4 資金繰り支援の活用状況

- ・資金繰り支援の活用状況については、2月調査では「活用の予定なし」が5割以上を占める。
 - ・11月調査以降、「給付済」は4割程度となっている。

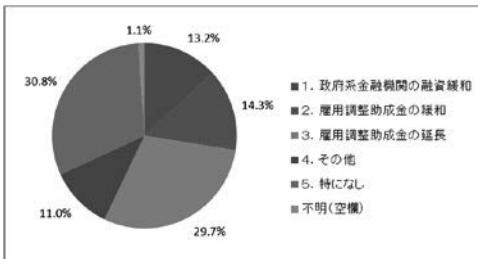


6～8月調査については、「政府系金融機関による融資」、「民間金融機関による信用保証付融資」、「特徴化給付金」、「その他の融資」のいずれかが「1. 給付済」の場合は「1. 給付済」とした。次に、「1. 給付済」をのぞき、いずれかが「2. 申請済(未給付)」の場合は「2. 申請済(未給付)」とした。以下「同様」。



6. 6 トラック業界として国に要望すべき経済対策について

- ・トラック業界として国に要望すべき経済対策については、「雇用調整助成金の延長」が3割近くを占める。



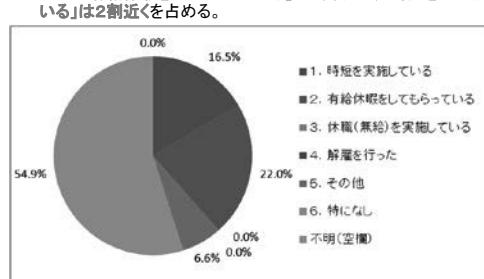
6. 5 就用調整助成金の活用状況

- ・雇用調整助成金の活用状況については、2月調査では「活用の予定なし」が5割近く、「給付済」が4割以上を占める。



6. 6 トラック業界として国に要望すべき経済対策について

- ・トラック業界として国に要望すべき経済対策については、「雇用調整助成金の延長」が3割近くを占める。



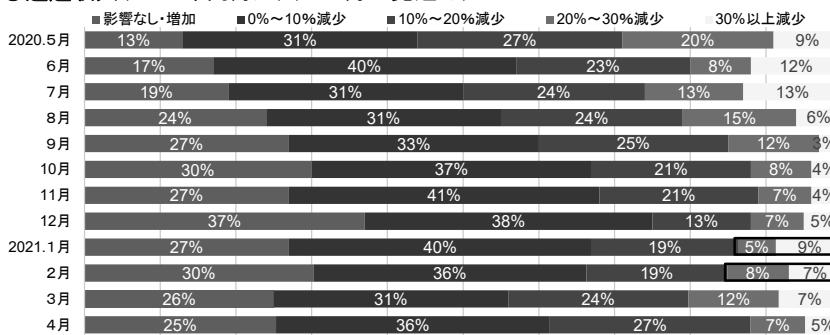
国交省ホームページ



新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響調査（貨物自動車運送業） 国土交通省

- 運送収入については、20%以上減少した事業者が、1月は全体の14%であったが、2月は15%となった。
- 品目別の運送収入については製造業の生産活動の停滞等の影響で、鉄鋼厚板その他金属素材、完成自動車等の荷動きが引き続き低調傾向であり、2月は鉄鋼厚板等については19%、完成自動車等については12%減少。
- 支援制度については、資金繰り支援を43%の事業者が活用し、41%の事業者が給付済み。雇用調整助成金を44%の事業者が活用し、給付済み。

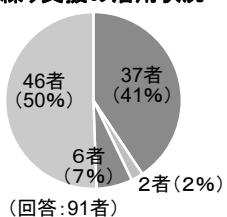
○運送収入(2019年同月比)(3・4月は見込み)



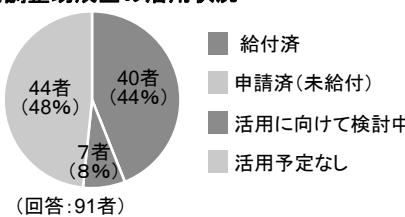
品目別の運送収入で顕著な影響がみられるもの (2019年同月比)(3・4月は見込み)

年	品目	影響
2020年	5月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲28%
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲45%
6月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲30%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲39%
7月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲28%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲23%
8月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲34%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲23%
9月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲22%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲20%
10月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲17%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲10%
11月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲11%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲10%
12月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲12%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲9%
2021年	1月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲18%
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲8%
2月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲19%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲12%
3月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲19%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲12%
4月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材	▲20%	
	完成自動車・オートバイ・自動車部品など	▲8%

○資金繰り支援の活用状況



○雇用調整助成金の活用状況



※調査方法：貨物自動車運送事業者91者（総事業者約62,000者）に対して業界団体より影響をアンケート調査

協会通知

営業所等における感染対策の更なる徹底について（要請）

事務連絡
令和3年3月17日

各都道府県トラック協会
専務理事殿

公益社団法人 全日本トラック協会
常務理事 藤原利雄

新型コロナウイルスの感染防止対策については、これまでにも、運転者・乗務員に対する咳エチケットや手洗いの励行、マスクの着用、始業点呼時における検温等による体調確認の徹底、車内換気の実施等徹底していただいているところですが、今般、乗合バス事業者の営業所において集団感染が発生しました。

当該事業者は、バス車内や営業所の事務スペースにおける感染対策は図られていたものの、職員が使用する休憩室、仮眠室及び食堂等における感染の疑いが指摘されています。

つきましては、貴協会におかれましても、感染拡大の防止のため営業所等における対策について、別紙のとおり取り組んでいただくよう、傘下会員事業者への周知をよろしくお願ひいたします。

以上

(本件に関する問い合わせ先)
公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

別 紙

記

1. 休憩室、仮眠室、食堂及び喫煙室においては同時に利用する人数に制限を設けるなど、密集、密接が発生することを防ぐこと。
2. 休憩室、仮眠室及び食堂においては換気についてできる限り複数箇所の窓を同時に開放し、それが困難な場合は開放部分の外に向かって扇風機を回す等、外気の循環を確保すること。また、冬季など窓の常時開放が困難な場合も、時間を決めた窓の開放や換気扇などを常時稼働させるなど、適切な換気を行うこと。
3. 休憩室、仮眠室においても常時マスクを着用すること。
4. 寝具等については使用する際に除菌を徹底するとともに、リネンの交換に努めること。

協会通知

退職自衛官を求人して頂く際の留意点～効果的な求人のために～

(公社) 全日本トラック協会

退職自衛官の採用をご希望の企業の皆様に、下記のとおり、効果的な求人のための参考情報をお届けします。

各企業の経営者・人事担当者の皆様におかれましては、即戦力となる退職自衛官の求人のために、是非ご一読の上、ご活用下さい。

退職自衛官の再就職については、従来より各企業から自衛隊地方協力本部等に対して個別に求人を行う仕組みが設けられておりますが、都道府県トラック協会において求人票を取りまとめて、全国の都道府県 50ヶ所の自衛隊地方協力本部又は一般財団法人自衛隊援護協会の全国 7 支部に提出することが可能となっております。

記

1. 様々な分野の専門家を含む多様な人材の存在

自衛官の退職年齢は、幹部・准尉・曹で大部分が 54 ~ 56 歳(※)、士で大部分が 20 歳代という若さです。令和 2 年度の退職者数は、定年退職者（幹部・准尉・曹）で年間約 2300 人、任期満了の退職者（士）で年間約 3000 人、合計で年間に約 5300 人です。（自衛隊援護協会ホームページより）

これら退職自衛官の中には、再就職に向けた職業訓練により、大型自動車免許（1種、2種）、けん引自動車免許、フォークリフト、クレーン、危険物取扱者、自動車整備士等の「資格保有者」が多数おります。

また、海外勤務等を通じて実務レベルの外国語能力を有する「語学人材」や、情報技術（IT）、警備、運転指導、ロジスティクス、爆発物管理等の実務経験が豊富な「専門家」など、頼れる即戦力となる人材が豊富です。

さらに、幹部クラス（1・2・3 佐、1・2・3 尉）での退職者は、多数の部下を管理・指導・統率した経験を有しております、企業の幹部や幹部候補生としても採用されています。

このような退職自衛官は、全国各地の様々な企業で活躍しており、企業側からも高い評価を得ています。

※幹部・准尉・曹の退職日は定年に達した日の翌日（誕生日）であるため、年間を通じて退職者が出ています。

2. 求人の際の工夫

(1) 計画的な採用

採用希望時期の指定がない場合は 3 か月間で求人票は失効しますが、時期を明記した場合は、例えば、1 年先の求人も可能です。

このため、定年退職者の補充など予定がある場合は、①採用の前提条件となる必須の資格、②採用選考や待遇の決定の際に有利な資格について明記（例、「○○免許保有者には資格手当（月・・・円）」があります。）した上で、早めに求人・内定を行うことにより、退職自衛官は在職中に計画的に資格を取得できるようになります。

また、任期満了により退職する自衛官の求人は、各地方協力本部等が実施する合同企業説明会に参加することにより貴社への求職の可能性が高まります。

(2) 効果的な自社 PR

求人票に記載する職務内容、就業時間、賃金及び福利厚生等に関する情報は、正確かつ具体的に明記することが重要です。

また、実績に基づく平均的な年収例（例、「勤続 10 年の運転士、残業平均月〇時間、基本給・超過勤務手当・ボーナス込みの年収例〇〇百万円（税込み）」）や有給休暇の取得実績など、退職自衛官の懸念の払拭や軽減に役立つ情報を求人票の備考欄に明記して頂くことによって、再就職先としての貴社の魅力が高まり、退職自衛官も安心して再就職することができるようになります。

なお、当然のことですが、これらの情報を求人票に明記する場合は、決して誇張・歪曲せず、事実を正確に記載する必要があります。

【明記する情報の例】

- ・コンプライアンス重視の安全・優良な職場である旨

（例、「当事業所は全日本トラック協会による G マーク認定事業所（安全性優良事業所）です。」）

- ・自社内や求人事業所内の退職自衛官の在籍数

（例、「令和 2 年 3 月 31 日現在、当社全体で〇名、求人事業所で〇名の陸上自衛隊出身社員が活躍しています。」、「求人事業所の営業所長は海上自衛隊出身です。」）

- ・再就職後のキャリアパス（想定される異動・昇進パターンなど）

（例。「運行管理者資格（貨物）の保有者は、トラック運転士兼運行管理補助者として採用します。勤務成績が優秀な場合、勤続〇年程度で運行管理者へ昇進する可能性があります。」）
- ・再就職後の業務内容（再就職後のトラブルを防止し、定着率の向上を図るためにも、マイナスの要素を含め、業務内容が具体的にイメージできるようにする必要があります。例えば、運転業務の場合、荷役・検品等の附帯作業に従事するか否か等についても明記しておく必要があります。）

（例。「業務内容はトレーラーの運転のみで、運転士は荷役作業を行いません。」「運転の他、荷役・検品等の附帯作業に従事して頂きます。」）等
- ・大型自動車免許の限定解除費用を負担する旨（大型自動車免許を保有している退職自衛官の中には、運転できる大型自動車が「自衛隊車両に限る」旨の限定を付された者がいるため（限定条件の解除費用は数万円程度））。

（例。「大型自動車免許の限定解除費用は当社が負担します。」）
- ・その他退職自衛官の懸念の払拭・軽減に役立つ情報

（例。「初心者でも安心して業務に就ける研修を実施しています。」「予備自衛官の訓練出頭日は有給休暇が取得可能です。」）等

3. 予備自衛官等制度について

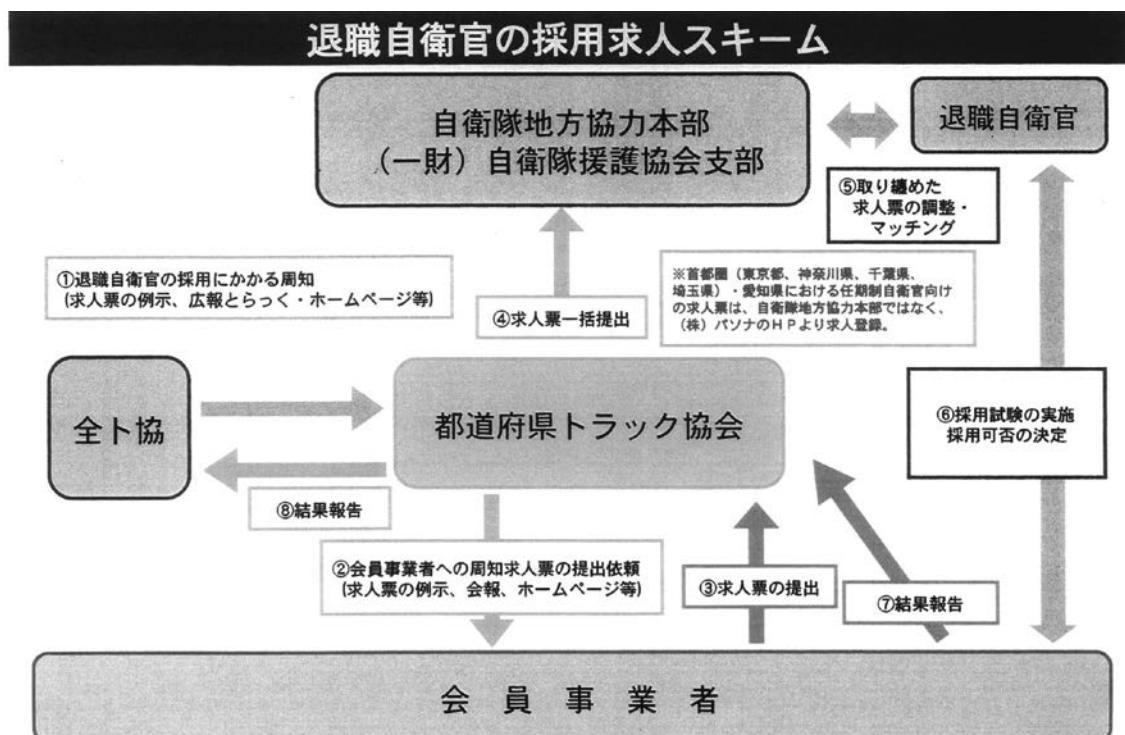
有事や大規模災害などの緊急時にあっては、事態の推移に応じ多数の人員を迅速に投入する必要があるため、わが国ではいわゆる予備役として退職自衛官を主体とした予備自衛官及び即応予備自衛官制度が設けられています。

したがって、退職自衛官の中には、企業に再就職した後も、企業で勤務しながら、引き続き予備自衛官や即応予備自衛官としての活躍を希望する方も多く存在します。

このため、予備自衛官や即応予備自衛官への志願者を歓迎・採用して頂ける場合は、その旨を求人票の備考欄に明記（例。「即応予備自衛官志願者歓迎」）するとともに、貴社への再就職後は、当該社員が予備自衛官や即応予備自衛官として安心して訓練等に参加できるよう、休暇の付与や留守中の業務調整を行って頂くなどの配慮が必要です。

なお、予備自衛官や即応予備自衛官に任用された社員には、国から手当が支給（予備自衛官手当：年間 88,500 円、即応予備自衛官手当：年間平均約 50～60 万円）され、即応予備自衛官の雇用企業に対しては、国から雇用企業給付金が支給（雇用社員 1 人当たり：年間 510,000 円）されます。

また、平成 27 年度からは予備自衛官や即応予備自衛官を一定数雇用している事業所を防衛省が「協力事業所」として認定し、表示証を交付するとともに、その事業所名を防衛省のホームページ等で紹介する「予備自衛官等協力事業所表示制度」が開始されています。



協会通知

融雪出水期における防災態勢の強化について

全ト協発第 566 号(環)

令和 3 年 3 月 8 日

各都道府県 トラック 協会会长 殿

公益社団法人 全日本 トラック 協会
会長 坂本 克己

貴協会におかれましては、先般の「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」(令和 2 年 12 月 8 日付け全ト協発第 428 号(環)) の趣旨を踏まえ、大雪に対する安全確保に取り組んでいただいているところですが、今後、融雪出水期を迎えるにあたり、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等から、今般、中央防災会議会長(内閣総理大臣)より、別添のとおり「融雪出水期における防災態勢の強化について」(令和 3 年 3 月 2 日付け中防災第 8 号)による通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

なお、各市町村の降雪対応についての理解を深めるため、平成 31 年 1 月発行の「市町村のための降雪対応の手引き」(内閣府作成)(※)についても、同様に周知徹底方をお願い申し上げます。

(※) <http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本 トラック 協会 交通・環境部 電話: 03-3354-1045 FAX: 03-3354-1019

別添

中防災第 8 号
令和 3 年 3 月 2 日

公益社団法人 全日本 トラック 協会会长 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣) 菅 義 健

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿においては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬は、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に記録的な大雪となり、その中、除雪作業等に起因する死者が例年と比べ高水準で推移している。また、1 月には、福井県を中心とする短期集中的な降雪により、北陸道、国道 8 号等において、大規模な渋滞・滞留が発生した。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」(令和 2 年 11 月 20 日付け中央防災会議会長(内閣総理大臣)通知)をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、今後もしばらく降積雪期が続くことから、後述のとおり、改めて、除雪作業中の事故防止のため、住民に対する普及啓発・注意喚起の取組の促進及び適切な道路管理・交通対策に取り組むとともに、引き続き、警戒体制を確保し、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

また、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。融雪による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、各対策の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日(令和 3 年 2 月 26 日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないよう、新型コロナウイルス感染防止策を講ずること。

なお、各市町村の降雪対応についての理解を深めるため、平成 31 年 1 月(令和 2 年 12 月改訂)発行の「市町村のための降雪対応の手引き」(内閣府作成)(※)について、貴管下関係機関への周知徹底をお願いする。

(※) <http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

雪崩危険箇所はもとより、雪崩危険箇所とされていない箇所においても、多量の積雪があった場合は、雪崩の危険が高くなることから、積雪状況、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難勧告等の防災情報の伝達に当たっては、地域の実情や要配慮者に対する配慮の必要性を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、ニアラート（災害情報共有システム）、字幕・手話放送、多言語での情報発信等の多様な情報伝達手段を組み合わせて住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

2. 警戒避難体制の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民、特に一人暮らしの高齢者等要配慮者への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難体制の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、安全確保に十分留意しつつ重点的に巡視・点検を実施すること。

4. 要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設等の関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制の強化に努めること。

なお、引き続き「避難指示（緊急）」、「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」の避難情報の理解を深めるよう住民への周知に努めること。

5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報等の被害情報を速やかに関係機関で共有し、連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手続や要件等を確認しておくこと。

6. 当面続く降積雪期に関する改めての留意事項

冒頭に記載のとおり、今冬は、除雪作業等に起因する死者が例年と比べ高水準で推移し、また、主要道路において大規模な渋滞・滞留が発生した。今後もしばらく降積雪期が続くことから、改めて「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和2年11月20日付け中防災第23号）の要請内容及び今冬の経験を踏まえた以下の点に留意すること。

(1) 雪下ろし等除雪に係る事故防止

作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止、速やかな排雪、歩行型ロータリ除雪機による事故の防止等の留意点について普及啓発・注意喚起の取組を促進すること。

(2) 主要道路での大規模な渋滞・滞留

大型車等の立ち往生が発生した場合又は大規模な立ち往生の発生のおそれがある場合には、都道府県単位や地方ブロック単位にこだわらず広範囲に躊躇なく予防的・計画的な通行規制を実施すること。また、立ち往生車両や放置車両が発生した場合には、正確に滞留状況を把握できるよう、人員体制を確保すること。さらに、大雪が予想される段階から、関係機関間で連絡体制を構築するとともに、立ち往生車両が発生した場合には、関係機関間で連携体制を構築し、滞留者の救出等を行うために必要な滞留状況等の情報を正確に共有すること。

以上

陸災通知

陸災防鳥取県支部長表彰 候補事業者の推薦について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
鳥取県支部

本年7月に開催される、鳥取県産業安全衛生大会において行われます陸災防鳥取県支部長表彰の候補事業者を下記により推薦していただきますようお願いします。

記

1. 推薦手続き

各地区協議会長経由、陸災防鳥取県支部長あて

2. 表彰基準

- イ. 本表彰の未受賞事業者
- ロ. 近年、労働災害（休業4日以上、死亡災害）がないこと
- ハ. 安全衛生管理組織（下記注1参照）が整備されて有効に運営され、かつ、労使が協力して安全衛生活動を積極的に進めていること

3. 被表彰者数

中・西部地区 各1事業所、東部地区 2事業所

割当数を超えた場合、支部で選考し推薦いたします事を、ご了承ください。

4. 推薦期限

令和3年6月15日(火)(締切厳守)にてお願いします。

5. 表彰日

「令和3年度 鳥取県産業安全衛生大会」

日時 令和3年7月5日(月) 午後1時15分開会(午後4時30分終了予定)

場所 ハワイアロハホール 大ホール（東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584）

(注1)安全衛生管理組織については、下記のこと留意すること。

- i 常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、安全委員会及び衛生委員会又は安全衛生委員会を設置し、かつ、安全管理者及び衛生管理者を選任していること
- ii 常時100人以上の労働者を使用する事業場においては、上記のほか、総括安全衛生管理者を選任していること
- iii 10人以上50人未満の事業場においては、安全衛生推進者を選任していること
- iv 各事業場に、当該作業に必要な作業主任者及び作業指揮者を置いていること

以上

陸災通知

陸運と安全衛生 No.621 令和3年3月（毎月1回10日発行）

(1)



時間に余裕 心にゆとり ルールを守って安全運転

○「令和3年度 安全衛生標語」募集中です！応募方法は当誌11ページまたは[こちら](#)をご覧ください



令和3年3月 No.621

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料3,600円(10%税込))

災害事例
と
その対策

ルール、手順、安全対策を徹底するために

ルール、手順、安全対策を作り、設備を整備して現場に通知・指示を行ったとしても、労働災害が発生することがあります。

1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
(従業員数：40名)

2 発生日時・場所：12月16時半頃
配送先（A社）構内

3 被災者：運転手（B社） 60代 経験5年

4 傷病の程度：死亡

5 災害発生状況

被災者は、A社構内にて、自ら配送した貨物を倉庫横の所定の場所に取り卸した。その後、作業終了確認書にハンコをもらうため、トラック専用の駐車場に車を停め、歩行用通路を通り100mほど離れた事務所に徒歩で向かった。

途中、交差点の横断歩道を渡っていたところ、右後方から左折してきたA社のオペレータが運転するフォークリフトに激突され、更に巻き込まれ、死亡した。

現場交差点角には植木が植えられていた。所々に街路灯が立ち、フォークリフトも前照灯をつけていたが、夕方の薄暗がりの中、植木の先にある横断歩道を渡っている被災者を発見するのが遅れた。

交差点には信号がないため、一時停止の標識及び道路上にマーキングがあり、一時停止後安全を確認することになっていたがフォークリフトは停止しなかった。

被災者は1月ほど前から当該配送先に来るようになつた。これまでには15時ころまでは作業が終了しており、日没前後かつA社の屋外業務終了時間帯での作業は初めてであった。また、暗色の作業服を着ていた。

6 被災時の状況、行動及び心理等

(1) 被災者

- 横断歩道を渡る際に左右確認を行ったかは不明。また、フォークリフトの接近に気付いていたかも不明。

(2) フォークリフトオペレータ

- 当日の作業が終了した後で、当日の作業を頭の中で反芻しながら、空荷であることや、屋外業務で寒く、早く事務所に戻りたいことから速度を上げて走行していた。

交差点で左折するために減速したが、横

断歩道前で一時停止は行わなかった。

7 原因

(1) 人の不安全、不安定な行動

- フォークリフトオペレータは、交差点の一時停止の標識に従わなかった。
- 考えごとをしながら、注意散漫な状態でフォークリフトを運転していた。

(2) 物の不安全な状態

- 日没前後で歩行者を視認しにくい状況であった。
- 作業服の色が視認しにくいものであった。
- 交差点角に木が植えられ見通しが良くなかった。

(3) 管理面での不安全な要因

- 交差点でのルールを順守していると思われていたが、現場での順守状況を確認したこととは無かつた。
- 日没前後に視認しにくい色の作業服で移動していることを危険と思わなかつた。

歩行者を視認しにくい要因が揃っているが、一番の原因是安全確保のためのルールが守られなかつたことです。

8 対策

A社の対策として、第一にフォークリフト作業時のルールの徹底。設備的対策として植木の伐採、交差点への照明の設置や人を認識すると点滅するスポットライトの設置等。陸運事業者との定期的な安全会議の開催。

被災者側の対策として、荷主との安全会議議事の周知（荷主庭先でのルール、危険場所、災害事例等）、制服への反射素材の縫付や反射ベストの常時着用。

以上の対策が考えられますが、最も重要な対策は、荷主と陸運事業者が荷役作業安全ガイドラインに示された事項を取り組むことです。例としては、荷役作業等の付帯業務についての書面契約締結、荷主から陸運事業者への安全作業連絡書の通知、合同での作業場所の巡回です。

また、ルールを順守させるためには、「なぜ」ではなく「当然」と認識させが必要です。ルールの説明や安全教育を繰り返し行うことで、従業員がルールの必要性を実感し、ルールを守る意義の理解にも繋がっていきます。

業種別労働災害発生状況(令和3年速報)

令和3年2月8日現在

	死亡						死傷					
	令和3年1月 〔速報値〕		令和2年1月 〔速報値〕		前年比較		令和3年1月 〔速報値〕		令和2年1月 〔速報値〕		前年比較	
	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	37	100.0	38	100.0	-1	-2.6	4,773	100.0	3,524	100.0	1,249	35.4
製造業	4	10.8	7	18.4	-3	-42.9	986	20.7	813	23.1	173	21.3
鉱業	0	0.0	0	0.0	0	-	9	0.2	7	0.2	2	28.6
建設業	18	48.6	14	36.8	4	28.6	518	10.9	438	12.4	80	18.3
交通運輸事業	0	0.0	1	2.6	-1	-100.0	128	2.7	98	2.8	30	30.6
陸上貨物運送事業	9	24.3	2	5.3	7	350.0	654	13.7	541	15.4	113	20.9
港湾運送業	0	0.0	0	0.0	0	-	16	0.3	14	0.4	2	14.3
林業	0	0.0	3	7.9	-3	-100.0	46	1.0	55	1.6	-9	-16.4
農業、畜産・水産業	0	0.0	0	0.0	0	-	78	1.6	83	2.4	-5	-6.0
第三次産業	6	16.2	11	28.9	-5	-45.5	2,338	49.0	1,475	41.9	863	58.5

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和3年1月)

令和3年2月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他	
	全産業	37	12	1	3	5	3	5	6	0	2
製造業	4	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1
建設業	18	8	1	0	4	1	1	3	0	0	0
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6	2	0	0	0	0	0	1	0	1	1
陸上貨物運送事業	9	2	0	2	1	2	0	2	0	0	0
同上対前年増減	7	2	0	2	-1	2	0	2	0	0	0

業種、事故の型別死傷災害発生状況(令和3年1月)

令和3年2月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
	陸上貨物運送事業	654	171	195	39	28	13	25	57	34	0	88
同上対前年増減	113	6	68	-4	12	-2	2	7	11	-3	25	-9

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

詳細は、陸防ホーメルページ<http://www.rikusai.or.jp>に掲載

令和3年最初の労働災害発生状況が発表された。

死亡災害では前年から7人増加し、事故の型で見ると突出した型はないものの「墜落・転落」「飛来・落下」「激突され」「交通事故(道路)」で2人ずつ増加した。

死傷災害では前年から113人増加し、事故の型で見ると「転倒」が68人増加と突出している。また、前年死傷災害で多くを占めた「動作の反動・無理な動作」は25人増加し昨年からの増加傾向が続いている。

陸運業 死亡災害の概要(令和3年1月)

令和3年2月8日現在 速報
陸防調べ

災害発生月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要				
3年1月29日	激突され	木材、竹材	男性	28	貨物自動車運転者	5ヶ月	つり荷の介添え作業	木造住宅新築工事現場において、ユニック車で建築資材を運搬してきた被災者が、荷台上で構造用の面材(約縦300×横90×厚1cm)35枚の束(ラップ)で結束。重さ約350kg)をナイロンスリング2本を使用して13tラフテレンクレーンのフックに玉掛けし、荷振れを抑えようとしていたところ、背部や頭部につり荷が激突して死亡した。				
3年1月23日	交通事故(道路)	トラック	男性	50		25年	4トントラックの運転	4tトラックに乗車し、富山県内の国道を新潟県方面に走行していたところ、何らかの理由により、急ハンドルを切って、対向車線を超え、電柱に衝突したもの。相手はなく、単独の事故である。1/22の17時頃、奈良県を出発し、1/23の10:19~19:19までは事故現場近くで休憩していた。				

お知らせ

聖火リレー実施に伴う交通規制について

東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う「聖火リレー」が3月25日福島県をスタートしました。鳥取県内は現時点では5月21日(金)~22日(土)にかけて下記の表のとおり、生花リレーが通過する予定です。聖火リレー実施中は交通規制(通行・横断が制限され大幅な交通渋滞)が予想されますのでご協力ください。オリンピックのホームページ等で順次確認していただきますようお願いいたします。

今後、聖火リレーについて新しい情報が入りましたら随時お知らせします。

5月21日(金)

区間	市区町村名	出発予定地	出発予定時間	到着予定地	到着予定時間
1	境港市	水木しげる記念館	9:00	境港市役所前	9:21
2	米子市	皆生ブレイパーク	9:40	こども園多目的グラウンド	10:14
3	日吉津村	日吉津小学校	10:24	村道今吉中線交差点北	10:53
4	南部町	赤猪岩神社前駐車場	13:16	国道180号線南部バイパス待避所	13:39
5	日南町	日南町役場	14:00	道の駅にちなん日野川の郷	14:14
6	日野町	根雨小学校グラウンド	14:44	鳥取県日野振興センター	14:58
7	伯耆町	伯耆町役場	16:00	大殿交差点	16:14
8	江府町	江尾駅	16:30	江府町役場	16:42
9	大山町	道の駅大山恵みの里入口	17:20	大山町役場	17:38
10	倉吉市	山根	19:00	セレブレーション会場	19:35

5月22日(土)

区間	市区町村名	出発予定地	出発予定時間	到着予定地	到着予定時間
1	琴浦町	道の駅ポート赤崎東側	9:00	八橋1区バス停	9:26
2	北栄町	由良駅	10:13	ふるさと館駐車場	10:29
3	三朝町	かじか橋	10:45	キュリー広場前	11:00
4	湯梨浜町	東郷湖羽合臨海公園長和田地区駐車場	11:22	燕趙園前	11:43
5	鳥取市	鳥取砂丘(1)	13:30	鳥取砂丘ゴール	13:49
6	岩美町	岩美町役場	14:36	浦富海岸駐車場	15:02
7	八頭町	郡家駅	16:26	八頭高校	16:40
8	智頭町	どうだん広場	17:10	智頭中学校グラウンド	17:34
9	若桜町	地域福祉センタードリーミー	17:46	若桜町役場	18:01
10	鳥取市	鳥取県庁	19:23	鳥取駅前花時計周辺	19:41
11	鳥取市	布勢総合運動公園(1)	19:46	セレブレーション会場	19:58

事故対策通知

令和3年度運行管理者等基礎講習（上半期）について

自動車運送事業者 殿

自動車事故対策機構鳥取支所

国土交通省告示による標記講習会を下記のとおり開催いたします。事業用自動車の運行の安全確保に関する事項を処理するうえで、運行管理者として必要な関係法令及び運行管理業務を遂行していくための基礎的な知識と実務を習得していただくことを目的としております。

この機会に、運行管理業務に携わる方々に受講していただき今後の運行管理業務にお役立ていただきますようご案内いたします。

1 講習の日時・会場

日 時	会 場
貨物 令和3年6月21日（月）10：00～17：00	鳥取県立倉吉体育文化会館 2階 大研修室 倉吉市山根529-2 TEL 0858-26-4441
令和3年6月22日（火）9：30～16：30	
令和3年6月23日（水）9：30～15：30	
[3日間] ※終了時間につきましては、変更になる場合がございますので、ご了承下さい。	

ただし、初日は9：00～9：50に受付をいたします。

2 受講対象者

- (1) 運輸支局に、新たに運行管理者として選任届される方で、基礎講習を受講されていない方
- (2) 運輸支局に、運行管理者として選任届されている方で、基礎講習を受講されていない方
- (3) 補助者として選任される方
…………【注】基礎講習を修了した者でなければ補助者として選任できません。
- (4) その他、運行管理業務の基礎知識と実務を習得したい方
- (5) 「運行管理者試験」を受験される方で、受験資格に関する規則（貨物自動車運送事業輸送安全規則第31条および旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12）の実務経験年数に代えられる方

3 講習内容及び講師

(講習内容)	(講 師)
道路運送法、貨物自動車運送事業法	（自動車事故対策機構担当者）
及び道路運送車両法について	（自動車事故対策機構担当者）
労働基準法について	（労働局担当官）
道路交通法について	（県警察本部担当官）
運行管理の実務について	（自動車事故対策機構専任講師）
適性診断の活用について	（自動車事故対策機構担当者）

4 携行品

- ・運行管理者等指導講習手帳（既に交付されている方）、講習予約確認書、筆記用具、ノート、蛍光ペン、付箋紙等
- ・【注】運行管理者等指導講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚（受講前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身のもの、縦3.0cm、横2.4cmの写真の裏面に会社名、氏名を記入して下さい。）

5 受講の申込方法

4月26日（月）以降、「自動車事故対策機構（NASVA）」のホームページにアクセスし、インターネットにて**令和3年5月21日（金）までに申込みをして下さい。**（※申込期間内でも、申込人数が定員に達した場合は、お申込みをお断りしますので、予めご了承願います）

なお、インターネット環境がない場合等、インターネット予約がご利用できない方は、当支所（電話 0857-24-0802）にご相談下さい。（ネット予約優先となりますので、ご了承願います）

【インターネットでのご予約】 <http://www.nasva.go.jp/>



6 受講料 初日、受付時にお願いいたします。

8,900円 鳥取県トラック協会加入事業者の方は、6,700円

※未修了の場合でも、受講料の返金はできません。

7 運行管理者等指導講習手帳等の交付

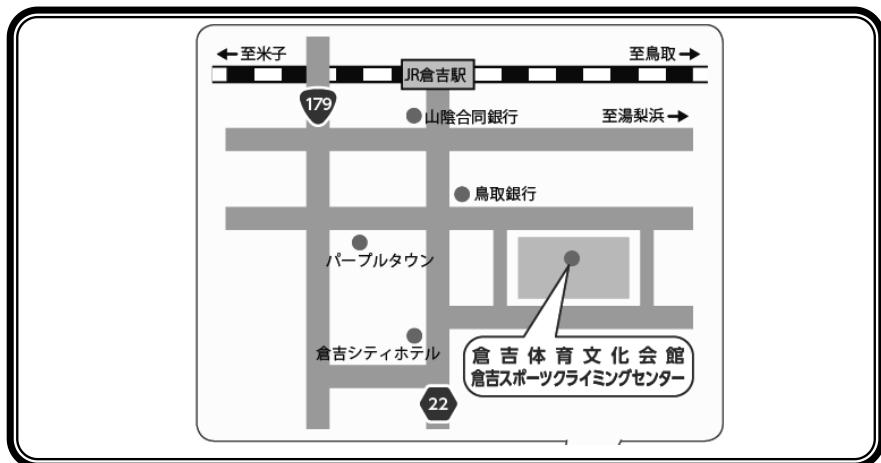
講習を受けた方には、自動車事故対策機構の修了証書を交付し、また運行管理者等指導講習手帳に修了証明を行います。

8 その他

- (1) 新型コロナウィルス感染拡大防止のため、人数制限や感染防止対策を講じた上で、開催致します。
- (2) 弁当販売は行いません。また、新型コロナウィルス感染防止のため、以下に該当される方は、講習の参加をお断りさせていただきます。
①受講日に海外から帰国して2週間未満の方、②濃厚接触者に特定されている方、
③受講日に発熱等の風邪の症状が認められる方、④会場でのマスクの着用、検温及び手指消毒にご協力頂けない方（医学的にマスクの着用が難しい場合は、事前にご相談下さい）
- (3) 災害等でやむを得ず中止・延期となる場合がございます。中止・延期となった場合にはご連絡いたします。何卒、ご理解頂きますようお願い申し上げます。
- (4) **運行管理者試験を受験される方は、(財)運行管理者試験センターへの受験申請が別途必要となります。**

【会場案内】

倉吉会場（貨物）



鳥取会場（旅客）

基礎講習のお問合わせ	自動車事故対策機構鳥取支所 〒680-0006 鳥取市丸山町219-1	TEL 0857(24)0802
運行管理者試験について	(財)運行管理者試験センター ホームページアドレス http://www.unkan.jp/	TEL 04(7170)7077

感染症対策へのご協力をお願いします

1	感染防止対策（正しいマスクの着用・検温・手指消毒等）へのご協力を頂けない方は受講できません
2	咳エチケットを遵守して下さい ・正しくマスクを着用する（口・鼻を覆う） ・ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う ・袖で口・鼻を覆う
3	私語は厳禁です <u>*休憩中もできる限り自粛して下さい</u>
4	体調不良時には必ず職員へ申告して下さい
5	体調不良により退席となる場合があります <u>*その際は、未受講とさせて頂きます</u>
6	質問される方は、以下の事項を遵守して下さい I. 拳手する II. 起立して、通路に出る III. 正しくマスクを着用の上、マイクで質問 IV. 質疑応答が完了してから着席
7	換気強化のため暑く（寒く）なる場合があります <u>*窓の開放や換気扇の稼働により外気の取り入れを行いますので、必要に応じ上着等により体温調節をお願いします。</u>
8	トイレでの待機の際は密にならないよう適切な間隔を保持して下さい
9	3密を回避するため、喫煙所の利用はお控え願います

事故対策通知

2021年度 国土交通省認定セミナー（ガイドライン・内部監査（基礎）・リスク管理（基礎）セミナー）を開催します！



ナスバは安全・安心のパートナー
～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～
独立行政法人
自動車事故対策機構

※セミナーにおいて、受講者全員に「受講済証」を交付します。

◎開催予定

種類	日時	会場
ガイドラインセミナー (中小規模事業者向け)	5月20日(木) 13:00 ~ 17:00	鳥取県トラック協会 研修センター3階 大研修室
内部監査（基礎）セミナー	5月21日(金) 9:00 ~ 12:30	
リスク管理（基礎）セミナー	5月21日(金) 13:30 ~ 17:00	

※ご予約が少人数の場合は、開催を中止させて頂く場合があります。

中止の際にはご予約（担当）者様宛にご連絡させて頂きますので予めご了承下さい。

※受付は各回開始時刻の30分前からNASVA鳥取支所（トラック協会2階）で行います。

※講義の状況等により時間が多少前後することがあります。

「ガイドラインセミナー」運輸安全マネジメントに関するガイドライン全14項目について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に具体的な事例を交えながら丁寧に解説します。

「内部監査セミナー」ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった内部監査を実施するために必要となる知識について具体的な事例を交えながら解説及びケーススタディを行います。

「リスク管理セミナー」ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について具体的な事例を交えながら解説及びケーススタディを行います。

◎受講料

各セミナー 5,200円 / 1人様

※当日、受付時に現金にてお支払い頂きます。（鳥取県トラック協会会員の方は不要です。）

◎予約方法

- ・インターネットよりお申込下さい。[PC・スマホ・タブレットから予約可能]
- 「ナスバ セミナー」で検索して頂くか、当機構のホームページよりご予約下さい。
- また、右のQRコードからもアクセス可能です。



※この運輸安全マネジメント制度は、国土交通省の通達により、全てのバス・タクシー・トラック事業者（中小規模含む）に求められる取組として位置づけられています。

認定セミナーを受講するメリット

①「星マーク（貸切バス）とGマーク（トラック）」の加点対象です！

当機構が実施する認定セミナーは星マークとGマークの取得に際し、加点対象に設定されております。

②「監査インセンティブ」の対象になる！

経営管理部門に携わる方がセミナーを受講され、受講内容を活用している事が認められた場合には地方運輸局の長期監査未実施を理由とする監査の対象としないことができる」とされています。※貸切バスを除きます。

※詳細につきましては最寄の運輸支局または対象の各協会へお問い合わせ下さい。

[お問い合わせ先] (独)自動車事故対策機構 鳥取支所
安全マネジメント担当 TEL 0857-24-0802

交通事故発生状況(2月末)

鳥取県警察本部
交通企画課長

1 全国・中国5県・鳥取県の死者数(2月末)

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和3年2月末	405	36	4
令和2年2月末	509	33	2
増減数	-104	3	2
増減率	-20.4%	9.1%	100.0%

2 交通事故発生状況(2月中)

○発生件数	59件	前年対比	-19件	(-24.4%)
○死者数	4人	前年対比	3人	(300.0%)
○負傷者数	57人	前年対比	-42人	(-42.4%)

3 死亡事故の状況(2月末) (4件 4人)

(1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和3年	2	2	0	0	0	0	4
令和2年	0	0	2	0	0	0	2

(2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和3年	1	3	0	4
令和2年	0	1	1	2

(3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和3年	1	0	1	2	4
令和2年	0	0	1	1	2

(4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和3年	3	0	1	0	0	4
令和2年	0	0	2	0	0	2

(5) 時間帯別発生件数 昼間 1件 夜間 3件

	0~6時	6~12時	12~18時	18~24時	計
令和3年	0	0	1	3	4
令和2年	0	0	2	0	2

(6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和3年	0	0	3	1	4
令和2年	0	0	1	1	2

(7) 高齢死者の内訳 本年 2人 前年 1人 ア 昼夜別 イ 状態別

	昼	夜	計
令和3年	0	2	2
令和2年	1	0	1

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和3年	2	0	0	0	2
令和2年	0	0	1	0	1

中国経済連合会へ「標準的な運賃」収受に向け協力要請

中国トラック協会では、中国運輸局に同行し昨年4月に告示された「標準的な運賃」の理解促進を図るため、多数の荷主企業、団体が加盟する中国経済連合会に対して、ドライバーの労働条件を改善し、安定かつ持続的な物流の確保に向け標準的な運賃を収受できるよう協力を要請致しました。

中国経済連合会苅田会長からは、「経済活動において物流を維持、確保することは大変重要であると認識している。標準的な運賃告示について、傘下会員に周知し理解を求めていく」旨の回答を頂きました。

【要請概要】

日 時	令和3年3月15日(月) 13時30分
場 所	中電ビル1号館 12階特別応接室
要 請 者	中国運輸局 河原畠 徹局長、森井茂人自動車交通部長、西山龍司貨物課長 中国トラック協会 小丸成洋会長、岩本和則専務理事、事務局三宅尊文
対 応 者	一般社団法人中国経済連合会 苅田 知英会長ほか
要請事項	「トラック運送業における標準的な運賃の周知依頼について」



中国経済連合会への要請行動
(右から) 中国トラック協会 小丸会長、中国運輸局 河原畠局長、中国経済連合会 苅田会長

第35回 中国地区物流政策懇談会を開催

中国運輸局、労働団体（運輸労連・交通労連）、中国トラック協会の3機関で構成する「第35回中国地区物流政策懇談会」を開催し、トラック運送業界が抱える諸課題等を共有し、改善に向け3者が連携して取り組むことを確認しました。

1. 日 時 令和3年3月8日(月) 12時00分～14時30分

2. 場 所 ホテルグランヴィア広島(広島市南区松原町)

3. 出席委員 41名

4. 概 要

(1) 基調講演

演 題 「最近のトラック行政について」

講 師 国土交通省自動車局 貨物課長 伊地知 英己 氏

(2) 発表・意見交換

① 演 題 「中国地方におけるトラック運送事業の現況について」

発表者 中国運輸局自動車交通部 貨物課長 西山 龍司 氏

② 演 題 「交通運輸産業の現状について」

発表者 交通労連中国地方総支部トラック部会 書記長 奥井 雅信 氏

③ 演 題 「中国管内における巡回指導状況等について」

発表者 中国トラック協会 専務理事 岩本 和則



中国運輸局 河原畑局長 挨拶



中国トラック協会 小丸会長 挨拶



基調講演
国土交通省 伊地知貨物課長



中国地区物流政策懇談会場

「全日本トラック協会長表彰」、 「正しい運転・明るい輸送運動」の表彰贈呈

さる3月11日に開催されました、全日本トラック協会第189回理事会にて標記の表彰の贈呈が承認され、賞状と記念品が授与されました。

受賞者の皆様に心からお祝い申し上げます。
(敬称略)

「全日本トラック協会表彰規程」による表彰

(1) 運送事業役員感謝状

日本海運輸(有) 植原 弘文 氏 (鳥取市)

(2) 運送事業従業員表彰状

(株)山陰運送	野村 真一 氏	(鳥取市)
岡田機動工業(有)	永本 裕康 氏	(鳥取市)
西倉運送(有)	福中 一大 氏	(倉吉市)
(有)三徳運送	吉田 公 氏	(東伯郡)
日通山陰運輸運転者	福岡 明広 氏	(西伯郡)
佐川急便(株) 米子営業所	岡本 弘 氏	(米子市)
(有)川上運輸	松本 勝也 氏	(日野郡)

「正しい運転・明るい輸送運動」の表彰

(1) 事業場の部

東陽陸運(有) (倉吉市)

(2) 従業員の部

双葉運輸(株) 米子物流センター	神原 義則 氏	(米子市)
因伯通運(株)	浅井 悅男 氏	(鳥取市)

鳥ト協令和2年度第5回理事会開催状況

3月24日(水)鳥ト協令和2年度第5回理事会が、倉吉市内の倉吉シティホテルで開催されました。

会議では、川上和人会長(有川上運輸社長)から挨拶があったのち、川上会長を議長に選出し、議事に入りました。来年度の収支予算(案)等について熱心に審議され、承認されました。以下審議事項として議案11件、報告事項8件について熱心に審議され、それぞれ原案通り承認されました。

(審議事項)

鳥ト協

- 第1号議案 令和3年度事業計画及び収支予算(案)について
一般会計専門委員会活動費配分(案)について
令和3年度運輸助成金事業の車両購入補助及び安全機器等の助成上限の設定について
- 第2号議案 令和3年度第45回鳥ト協近代化基金融資の残高枠の設定について
- 第3号議案 近代化基金の運用(案)について
- 第4号議案 新入会員の承認について
- 第5号議案 中国地方物流事業者の現状と課題の把握に関するアンケートについて(中ト協 お願い)
- 第6号議案 会報への「会員のひろば」コーナーの設置取組について
- 第7号議案 鳥ト協「令和3年度第1回理事会」の開催予定について
- 第8号議案 鳥ト協定款24条に基づく業務報告について(1~2月)

陸災防

- 第1号議案 令和3年度陸災防事業計画・収支予算(案)について

物流問題政策研究会

- 第1号議案 令和3年度事業計画及び収支予算(案)について

政治連盟

- 第1号議案 令和2年収支決算及び令和3年収支予算(案)について

(報告事項)

- 退会会員の報告について
- 標準運賃の届出について
- 中国運輸局長表彰候補の推薦について
- 日本海新聞「頑張るエッセンシャルワーカー」広告協賛について
- 「鳥取港・境港」等水際・防災対策連絡会議について
- 県の道路整備に係る運送業界への協力依頼について
- SNS・動画発信(YouTube)を活用した広報活動の概要
- 災害時の緊急・援助輸送に関する出動可能事業者、車両一覧



挨拶をする 鳥ト協 川上会長



理事会の様子



西部地区連絡協議会全員協議会並びに輸送秩序確立対策セミナーが開催

令和3年3月9日(火)鳥取県トラック協会西部地区連絡協議会(属 敏宏会長)は、米子市内の「米子コンベンションホール」において「西部地区連絡協議会全員協議会」並びに「輸送秩序確立対策セミナー」を開催いたしました。

全員協議会では、属 敏宏西部地区連絡協議会会长並びに川上 和人鳥取県トラック協会会长からの挨拶のあと、鳥取県トラック協会前田 裕明専務理事より、鳥取県トラック協会の当面の課題について講和を頂きました。

引き続いて開催したセミナーにおいて、最初の講演では、「最近の運輸情勢について」と題して、中国運輸局鳥取運輸支局 運輸企画専門官 田中 和也 様より、国のトラック運送事業に係る取組等を具体的に説明していただきました。

続いて、米子労働基準監督署 労働基準監督官 田中 貢一 様より「働き方改革に関する労働法制の見直し」及び「労働災害発生状況」についてと題として、労働法制及び労災事故防止等の各種事例を基に説明して頂きました。

今回は、新型コロナウイルス感染が沈静化しない状況下にあって、運送業界を取り巻く状況が非常に厳しく、各事業主が各行政機関の動向に关心が非常に高い中で、参加者がコロナ禍にあって54名と盛況にセミナーが開催されました。

○ 参加者 54名

○ 議事次第

1. 全員協議会

- (1) (一社) 鳥取県トラック協会西部地区連絡協議会 属 敏宏 会長 挨拶
- (2) (一社) 鳥取県トラック協会 川上 和人 会長 挨拶
- (3) (一社) 鳥取県トラック協会 前田 裕明 専務理事
・講話「鳥取県トラック協会の当面の課題」について

2. 講演

- (1) 「最近の運輸情勢」について

中国運輸局鳥取運輸支局 運輸企画専門官 田中 和也 様

- (2) 「働き方改革に関する労働時間法制の見直し」及び「労働災害発生状況」について

米子労働基準監督署 労働基準監督官 田中 貢一 様
米子労働基準監督署 安全衛生課 小畠 雄一郎 様



挨拶をする
属西部地区連絡協議会会長



挨拶をする
鳥ト協 川上会長



「最近の運輸情勢」について講演する
鳥取運輸支局 田中運輸企画専門官



「鳥ト協の当面の課題」について講和する
鳥ト協 前田専務理事



参加者の皆さん



会場の様子

全会員事業者へアルコール消毒液の配布

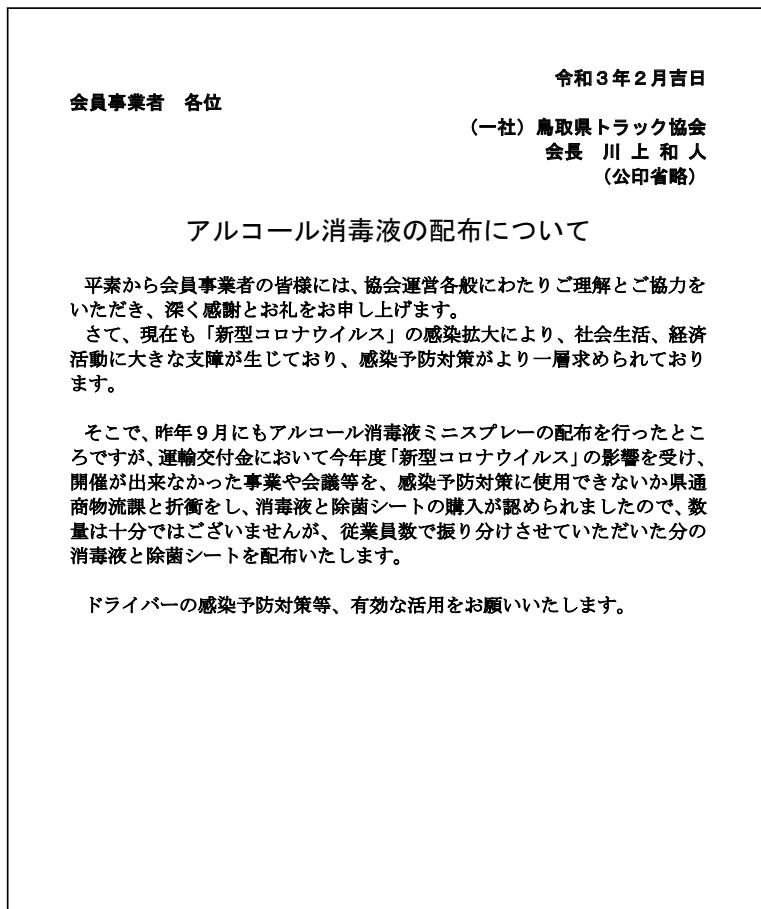
鳥取県トラック協会（会長 川上和人）は、昨年9月「新型コロナウイルス」感染防止対策の一環として、全会員事業者にアルコール消毒液（ミニスプレー）の配布を行いました。

本年に入り、依然、感染拡大が続いていることを受け、本年2月下旬から全会員事業者に前記ミニスプレーにも活用できる消毒液（5ℓボトル）を配布しました。

去る、3月17日には下記のとおり、米子市内で川上会長から会員事業者に対して消毒液の贈呈式を行いました。

この贈呈式は、エッセンシャルワーカーとして国民生活や経済活動に欠かせない物流を支える業界として、より徹底した感染拡大予防策の一手段として、トラックドライバー等も含めて活用していただくため配布したものです。

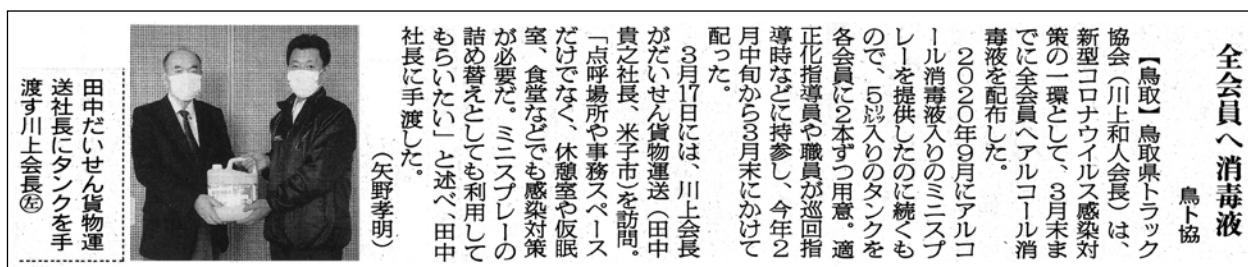
1. 日 時 令和3年3月17日（水）13時00分から
2. 被贈呈者 だいせん貨物運送（有）代表取締役社長 田中 貴之
3. 贈呈者 （一社）鳥取県トラック協会 会長 川上 和人



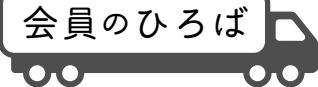
鳥ト協 日野米子所長（左）
鳥ト協 川上会長（左から二番目）
だいせん貨物運送（有）田中社長（右から二番目）
鳥ト協 宮崎米子次長（右）



配布したアルコール消毒液



2021年(令和3年)4月2日(金) 物流ニッポン



「会員のひろば」の設置と運用に当たって（お願い）

（一社）鳥取県トラック協会 会長 川上 和人



会員事業者の皆様には、平素から県トラック協会の運営各般について多大なご協力をいただいておりますことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、当協会では、毎月、「とらっく鳥取」を発刊し、会員事業者皆様の事業経営等に資する情報発信を行っております。

この会報については、新年度より、皆様にとってより身近で親しみが持て、会員事業者同士の融和、絆づくり等の場として活用していただけるよう、新たに「会員のひろば」のスペースを設けて、皆様からの記事を掲載して、運用していきたいと考えております。

同「ひろば」への掲載記事の内容は、倫理性を欠くもの、反社会的な事項、社会・公共性を害するものでない限りは、例えば、

- 会社全体の交通・作業事故防止や健康管理等の取組
- 職員（若手・ベテラン職員（ドライバー含む））紹介
- 各地のSA・PAのレストランの旨いもの紹介や絶景ポイントの紹介（写真のみでも結構です）
- 職員の方の趣味、特異な資格等の紹介
- 荷主、顧客の方からの励ましの言葉

等、余り皆様にご負担をおかけしない範囲で記事の掲載していただけるものを考えております。掲載に係る詳細事項は、事務局の方で準備を進め、東部、中部、西部の各地区を順番に会員の方にお願いしていくことになると思います。どうかこの取組にご理解とご協力をお願いいたします。

新聞記事のご紹介

高校生むけ冊子に広告

— 鳥ト協 —

若手ドライバーを紹介



仕事のやりがいなどコメント入りで掲載

【鳥取】鳥取県トラック協会（川上和人会長）は、会員企業の人材確保支援の一環として、地元新聞社が発行する高校生向けの冊子選ぶ際の資料として、2月下旬に県内の高校1、2年生全員と、大学、短大な

どにも配布される。地元で暮らす若者の定住を促進するため、新日本海新聞社（吉岡徹社長、鳥取市）が2020年に初めてガイドブック「挑戦ジモトでCHALLENGE」を発行。その第2号で、鳥ト協は昨年に続き協賛した。

社会で活躍中の男女7人の若手ドライバーが、それぞれ制服姿で登場。紙面は、仕事をの展望など、若者向けのメッセージを添えた笑顔の写真で構成されている。

前田裕明専務は「昨年は

フルカラーのB5判で、県内の各企業・団体の業務内容と、熱意を持って仕事

に挑戦する若手社員などを紹介。このほか、若者同様の多様なコンテストが盛り込まれている。

鳥ト協では1月の広告を掲載

した。地場を中心とした会員7

2021年(令和3年)
3月12日(金)
物流ニッポン

会員事業所の異動

※お願い

営業所や車庫の変更・移転、代表者の変更などあった場合は協会宛にお知らせ頂きますようお願いします。
(届出書類のコピー・認可状のコピーなどをFAX頂けますと幸いです)

※新入会事業者

許可年月日	事業者名	岡山トヨタロジテック(株)鳥取営業所		代表者	安原 正晃
R3.1.8	営業所所在地	〒 689-2304 東伯郡琴浦町逢束 1085-1		電話	0858-49-5959 FAX 0858-49-5960
		業種別			一般貨物

※代表者名変更 (会員名簿P. 12)

事業者名	新・旧別	氏名
(有)東伯運輸	新	倉本 勇
	旧	倉本 義光

※代表者名変更 (会員名簿P. 12)

事業者名	新・旧別	氏名
(有)三徳運送	新	橋本 浩二
	旧	中田 幸男

関係官庁の人事異動

[鳥取運輸支局 R3.4.1 付]

	転入	転出
首席運輸企画専門官 (総務企画・観光)	曾川 書考 氏 (中国運輸局 鉄道部 計画課専門官より)	大澤 敏文 氏 (中国運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課長へ)
首席運輸企画専門官 (登録)	柏木 実 氏 (鳥取運輸支局境庁舎 首席運輸企画専門官(運航労務管理官)より)	土井 清志 氏 (中国運輸局 自動車交通部 首席自動車監査官へ)

[鳥取労働局 R3.3.31 及び R3.4.1 付]

	転入	転出
労働基準部長	高橋 行紀 (佐賀労働局労働基準部長)	高橋 秀寿 (徳島労働局総務部長へ)
(労働基準部) 監督課長	宮地 延幸 (厚生労働省大臣官房地方課 労働局業務改善推進室管理係長より)	樽見 晋平 (厚生労働省年金局数理課 課長補佐へ)
(労働基準部) 健康安全課長	山田 正道 (米子労働基準監督署長より)	平井 美敏 (鳥取労働基準監督署長へ)
鳥取労働基準監督署長	平井 美敏 (健康安全課長より)	仲濱 弘昭 (退職)
米子労働基準監督署長	久保田 剛 (賃金室長より)	山田 正道 (健康安全課長へ)
倉吉労働基準監督署長	清水 貴由 (大阪労働局雇用環境・ 企画部企画課長補佐より)	國政 達也 (鳥取産業保健総合支援 センター副所長へ)

[中国トラック交通共済協同組合 R3.4.1 付]

	転入	転出
鳥取支所長	落合 善夫 氏 (中国トラック交通共済協同組合 営業部 営業課長より)	藤川 謙次 氏 (中国トラック交通共済協同組合 営業部 営業次長へ)

協会事務局人事異動

※職員の役職変更

日 付	氏 名	新	旧
4月1日	南條 太宏	業務部 主任	—
4月1日	宮崎 良雄	米子事務所所長(適正化指導員)	米子事務所次長(適正化指導員)

※採用(よろしくお願いします。)

日 付	職 名	氏 名	摘要
4月1日	倉吉事務所所長(適正化指導員)	中山 知則	
4月1日	米子事務所次長(適正化指導員)	渡部 一博	

(プロフィール)



中山 知則 (なかやま とものり)
昭和 34 年生
前職 日本通運(株)
趣味 家庭菜園



渡部 一博 (わたなべ かずひろ)
昭和 34 年生
前職 日通山陰運輸(株)
趣味 YouTube鑑賞

求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数について

(令和3年2月)

令和3年3月1日
(公社)全日本トラック協会
日本貨物運送協同組合連合会

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和3年2月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和3年2月の運賃指数の概要

- 令和3年2月の運賃指数は、前月比2ポイント減、前年同月比6ポイント減の117であった。
- 2月末現在の求車登録件数は89,352と前年同月比979減(1.1%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

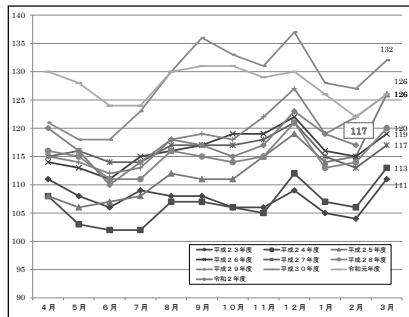
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入者数(ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,103
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	273,182	277,064	288,956	243,463

※令和3年度は2月末現在

2. 荷物情報(求車)件数

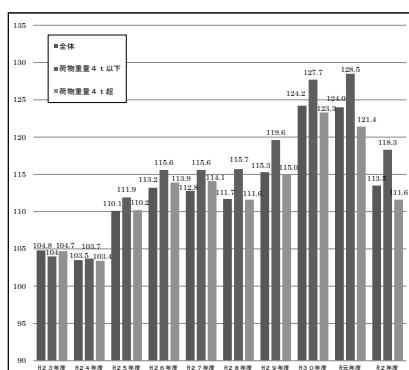
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	798,354

荷物情報(求車)	令和3年2月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	89,352	979	+1.1%	8,823	+11.0%
成約件数	23,054	-172	-0.7%	609	+2.7%
成約率	25.80%	-0.5ポイント	—	-2.1ポイント	—



3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	122	116	115	119	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	—



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	113.5
荷物重量4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.3
荷物重量4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.6

※令和3年度は2月末現在

○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指標化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指標化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指標化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節波動への対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指標の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 経営改善事業部 金子・大橋・長嶋
TEL 03-3354-1056

適正化事業・巡回指導報告書

令和3年2月実施分

事業所	通常	新規	特別	合計	鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長
巡回件数	9件	0件	0件	9件	
パトロール延出動台(日)数			7台		
調査事項				指導件数	ワースト5
I. 事業計画等					
○ (1)主たる事務所・営業所				0	
○ (2)事業用自動車				0	
○ (3)自動車車庫				0	
○ (4)休憩・睡眠施設位置能力				1	3
○ (5)休憩・睡眠施設管理保守				1	3
○ (6)届出事項				0	
○ (7)白トラ				0	
○ (8)名義貸し等				0	
II. 帳票類の整備、報告等					
○ (1)事故記録				0	
○ (2)事故報告書				0	
○ (3)運転者台帳				0	
○ (4)車両台帳				0	
○ (5)事業報告書等				1	3
III. 運行管理等					
○ (1)運行管理規程				0	
○ (2)運行管理者選任				0	
○ (3)運行管理者講習				2	2
○ (4)運転者の確保				0	
○ (5)過労防止				2	2
○ (6)過積載 ☆				0	
○ (7)点呼の実施				2	2
○ (8)乗務記録				0	
○ (9)運行記録計 ☆				0	
○ (10)運行指示書				2	2
○ (11)安全確保指導				3	1
○ (12)特別指導				1	3
○ (13)適性診断				1	3
IV. 車両管理等					
○ (1)整備管理規程				0	
○ (2)整備管理者選任				0	
○ (3)整備管理者研修				2	2
○ (4)日常点検				0	
○ (5)定期点検				1	3
V. 労基法等					
○ (1)就業規則				0	
○ (2)36協定				1	3
○ (3)労働時間				0	
○ (4)健康診断				0	
VI. 法定福利					
○ (1)労災雇用保険				0	
○ (2)健康厚生年金				0	
VII. 運輸安全マネジメント					
(1)運輸安全マネジメント				0	
指導件数合計				20	

(注) ○重点項目 ◎最重点項目 ☆靈柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	4	2	2	1	0	0	9
新規	0	0	0	0	0	0	0
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	2	2	1	0	0	9

軽油価格推移表(2021年2月)

令和3年3月25日現在
(公社)全日本トラック協会

全地区(沖縄除)

単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	98.05	99.11	88.55	89.84	100.61	98.83

元売別集計表

元売名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
E N E O S	98.77	99.31	87.63	89.80	95.03	99.40
出光昭和シェル	100.80	99.96	89.95	89.86	109.77	100.70
キグナス				94.56		98.92
コスモ		99.84	87.82	89.12		101.17
その他	94.30	97.82	87.41	90.06	99.83	97.13

月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	98.52	100.11	88.81	89.99	102.98	99.46
30~50キロリットル未満		94.88	88.38	89.73	92.65	92.97
50~100キロリットル未満	90.60	92.27	86.83	89.52	99.80	96.38
100キロリットル以上		93.85		89.07	93.70	96.07

支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	95.70	99.99	86.19	89.84		99.15
30~60日未満	98.52	99.18	88.11	89.78	101.82	98.40
60日以上	99.00	97.81	89.19	90.02	93.35	100.89

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2020年10月	88.76	90.20	78.74	79.73	92.47	89.16
2020年11月	87.78	89.20	77.86	78.71	93.15	87.93
2020年12月	91.15	92.27	81.79	82.71	95.02	92.50
2021年1月	93.00	94.94	85.75	85.96	97.95	94.77
2021年2月	98.05	99.11	88.55	89.84	100.61	98.83

3月 業務日誌

3日	(水)	低層建築物サプライチェーン成果報告	WEB 会議
4日	(木)	事故対 運行管理者一般講習	鳥取市
5日	(金)	中央会 組合事務局向けセミナー 整備局 鳥取港水際・防災対策連絡会議	WEB 会議 WEB 会議
7日	(日)	運行管理者試験	鳥取市
8日	(月)	中ト協 物流政策懇談会	広島市
9日	(火)	西部地区 輸送秩序確立対策セミナー	米子市
11日	(木)	全ト協 適正化本部長及び理事会 事故対 運行管理者一般講習	東京都 鳥取市
12日	(金)	鳥取運輸支局 適正化連絡会議 県国土強靭化推進評価会議	鳥取市 鳥取市
15日	(月)	鳥取県 道路交通渋滞対策部会 中青協 中国ブロック青年部協議会幹事会	鳥取市 米子市
17日	(水)	中央会 臨時総会	米子市
19日	(金)	日貨協連 理事会 労働局 人材確保対策推進連絡会議	東京都 鳥取市
24日	(水)	鳥ト協 理事会	倉吉市

4月 行事予定

1日	(木)	辞令交付式	鳥取市
7日	(水)	全ト協 安全性評価事業事前説明会	東京都
8日	(木)	全ト協 全国専務理事業務連絡会議	東京都
9日	(金)	フォークリフト運転技能講習(学科)	鳥取市
10~12日	(土)~(月)	フォークリフト運転技能講習(実技)	鳥取市
14日	(水)	運輸支局 適正化業務連絡会議	鳥取市
17~19日	(土)~(月)	フォークリフト運転技能講習(実技)	鳥取市
20日	(火)	鳥取県 道路利用者会議	倉吉市
21日	(水)	全ト協 重量部会常任委員会	東京都
22日	(木)	交通共済 事故防止対策会議	広島市
26日	(月)	交通共済 事業委員会	広島市
26~27日	(月)~(火)	全ト協 適正化全国研修「初級研修」	東京都
27日	(火)	中ト協 常任理事会	広島市
28日	(水)	全ト協 適正化情報処理システム研修	東京都

主な持ち出せない植物

横浜植物防疫所	045-285-7135
名古屋植物防疫所	052-659-1357
神戸植物防疫所	078-389-5320
門司植物防疫所	093-321-2809
名瀬支所★	0997-52-0459
那覇植物防疫事務所★	098-868-1679
那覇空港出張所	098-857-0054
平良出張所	0980-72-2433
石垣出張所	0980-82-2312
小笠原総合事務所	04998-2-2102

まん延を警戒する病害虫

詳しく述べは下記へお問い合わせください
(蒸熱処理に関するお問い合わせは★印の植物防疫所へ)

移動規制の対象病害虫と対象地域

※久米島：アリモドキゾウムシは平成25年4月に根絶されました。
令和元年10月

植物検疫

沖縄県 奄美群島 トカラ列島 小笠原諸島 の一部地域からサツマイモ、エンサイ、カンキツ苗木などの植物の持ち出しが規制されています。

手荷物だけでなく、宅配便での持ち出しだめです。

植物検疫・移動規制 [検索](http://www.maff.go.jp/cps/) 植物検疫に関するお問い合わせは、中面をご覧ください
<http://www.maff.go.jp/cps/>

農林水産省 植物防疫所

病害虫のまん延防止にご協力をお願いします

移動規制の対象地域から以下の持ち出せないものが届いた場合には、植物防疫所にご連絡をお願いします。

移動規制について

沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島にはサツマイモなどに被害を与える害虫が、また、沖縄県、徳之島、沖永良部島、与論島にはカンキツ類などに被害を与える病気が発生しています。これらの病害虫のまん延を防止するため、一部の植物など（以下の表）は、植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制されています。違反すると罰せられることがありますので、ご注意ください。

移動規制の対象地域	持ち出せないもの	病害虫	持ち出しができる場合もあります
植物の例	病害虫		
沖縄県全域 ^{※1}	サツマイモ（紅イモなど）、エンサイ（空心菜・ウンチーバー）、アサガオ、グンバイヒルガオ、モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ ^{※6} などの生葉、地下部 カンキツ類 ^{※3} 、ゲッキツ、オオバゲッキツ（カレーリーフ）、イチジク ^{※6} 、サルカケミカン、ワニビなどの生植物 ^{※4}	アリモドキゾウムシ イモゾウムシ サツマイモメイガ アフリカマイマイ ^{※2} カンキツグリーニング病菌 ミカンキジラミ	■カンキツ類の苗木、穂木、生葉 検査（1年以上必要）を受け、病害虫の付着が無いことが確認できれば持ち出せます。
奄美群島 トカラ列島 ^{※5} 小笠原諸島 ^{※5}	サツマイモ（紅イモなど）、エンサイ（空心菜・ウンチーバー）、アサガオ、グンバイヒルガオ、モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ ^{※6} などの生葉、地下部	アリモドキゾウムシ イモゾウムシ サツマイモメイガ アフリカマイマイ ^{※2}	■ゲッキツ、オオバゲッキツ（カレーリーフ）、イチジクなどの苗木、穂木、生葉 検査を受け、ミカンキジラミの付着が無いことが確認できれば持ち出せます。
奄美群島の一部 徳之島 沖永良部島 与論島	カンキツ類 ^{※3} 、ゲッキツ、オオバゲッキツ（カレーリーフ）、イチジク ^{※6} 、サルカケミカン、ワニビなどの生植物 ^{※4}	カンキツグリーニング病菌 ミカンキジラミ	■サツマイモの生葉根 蒸熱処理（数日必要）を行えば持ち出せます。なお、サツマイモの加工品は、自由に持ち出することができます。 詳しくは、事前に裏面★印の植物防疫所にお問い合わせください。

※1 久米島では、アリモドキゾウムシが平成25年4月に根絶されました。（サツマイモなどは同島への持ち出しが規制されています）。

※2 アフリカマイマイは、植物以外にも付着する可能性があります。

※3 カンキツ類とは、タンカクソ、ポンカンソ、シーグワーサー（ヒラミレモン）、ミカン、レモン、キンカンなどをいいます。

※4 生植物とは、苗木、穂木、生葉、地下部、種子、生果実、乾燥した植物は除きます。

※5 トカラ列島では、イモゾウムシ、アフリカマイマイが、小笠原諸島ではサツマイモメイガが未発生です。

※6 ミカンキジラミ、アリモドキゾウムシの寄生植物に、イチジク、オオバハマアサガオが平成28年11月に追加されました。

自賠責共済も中国トラック交通共済へ

自動車共済と自賠責共済をセットでご契約いただくと、以下のメリットがあります。
この機会に中国トラック交通共済の自賠責共済をご用命ください。

メリット① 「自動車共済（対人共済）が割引の対象となります」

令和2年8月より開始の「自賠責共済セット契約割引」により、割引対象の車種について対人共済掛金が割引となります。

(1両あたりの年間割引額)

用途・車種区分		割引額
		対人共済金額 無制限の場合 (自損補償担保)
営業用	普通貨物車（最大積載量2トン超）	2,340円
	普通貨物車（最大積載量2トン以下）	1,660円
	小型貨物車	1,030円
営・自共通	普通ダンプカー・砂利類運送用普通貨物車	1,570円
	小型ダンプカー	480円
	A種工作車（クレーン・ショベル付）	600円
	B種工作車（コンクリートミキサー車）	750円
自家用	普通貨物車（最大積載量2トン超）	640円
	普通貨物車（最大積載量2トン以下）	510円
	小型貨物車	450円

メリット② 「当共済に剩余金が出れば、利用分量配当が得られます」

自賠責共済は、自動車共済と並び中国トラック交通共済の大きな収入の柱の一つです。当共済に剩余金が発生すれば、協同組合のメリットでもある「利用分量配当」が得られることがあります。

※ただし、配当率や利用分量配当を行うかの判断については、総代会の決議によります。

自賠責共済のお申し込みは

中国トラック交通共済の自賠責共済代理店へご連絡ください。

自賠責共済代理店を募集しています

- お取引先の整備工場をご紹介ください。
- 貴社が別会社をお持ちでしたら自賠責共済代理店になることができます。
- ※代理店になれば、代理店手数料（1件 1,723円）が支払われます。

詳しくは、中国トラック交通共済営業課（TEL082-299-2335）まで



「トラック交通共済」について



中国トラック交通共済協同組合の「トラック交通共済」は、中国4県(広島・鳥取・島根・山口)のトラック業界の共同事業として営利を目的とせず、相互扶助の精神により、交通事故による損害てん補や交通災害から守る各種共済商品をはじめ、様々な事故防止活動や、24時間・365日・全国対応のロードサービス、大型車駐車場案内システムの提供等を行っています。

自動車共済 対人共済



対人共済契約車両が自動車事故で他人を死傷させた場合、被害者への賠償金が自賠責で支払われる額を超える部分について、共済をお支払いします。

自動車共済 対物共済



対物共済契約車両が自動車事故により、他人の財物(他人の車、家屋、電柱など)に損害を与えた場合に共済金をお支払いします。

自動車共済 車両共済



車両共済契約車両が、衝突、接触、墜落、物の落下、火災、盗難など偶然な事故によって損害を受けた場合、実損てん補で共済金をお支払いします。

自動車共済 搭乗者傷害共済



搭乗者傷害共済契約車両の乗車装置のある場所に搭乗中の人が交通事故などによって死傷した場合、搭乗中の人に共済金をお支払いします。

自賠責共済



契約が義務付けられています。自動車の運行によって他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いする共済です。

日貨協連貨物補償制度



三井住友海上火災保険株式会社の代理店として、日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)の運送業者貨物賠償責任保険の契約を取り扱っています。

組合員専用 ロードサービス



トラック共済が斡旋するロードサービス「イザ・コール」は、24時間・365日・全国の現場で対応します。さらに、手厚いサービスを割引料金で利用可能。しかも車両の登録費・年会費は不要です。

組合員専用 安全活動



トラック共済では、共済商品を通じた交通事故時の組合員の支援と共に、交通事故自体を起こさないよう、講習会や適性診断の実施、映像による視覚教材などを用いて様々な事故防止活動を行っています。

組合員専用 駐車場案内システム



中国地方内の約3,000件のコンビニや道の駅の中から、希望エリア周辺の大型駐車場を備えた店舗を検索できる、「トラックドライバー」のための駐車場案内システムを、組合員に限り利用できます。

鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内

中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857) 27-5226

鳥取県支所 (支所長 落合善夫) FAX(0857) 27-5260

事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

トラック交通共済の夜間・休日事故受付

[平日・夜間] PM5:20~AM8:30 [土曜・日曜・祝祭日] 24時間対応



0120-94-1356 (JNS)

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

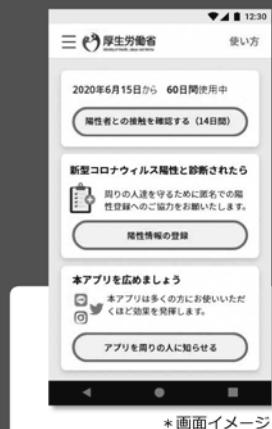
自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称 : COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



*画面イメージ

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外ではありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後で無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



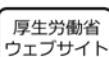
QRコード

Androidの方はこちら



QRコード

詳しくはこちら



QRコード



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般社団法人 鳥取県トラック協会

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所／〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail info@torakyo-tottori.or.jp

倉吉事務所／〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所／〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616